

第102回（令和7年度）草津市障害児(者)自立支援協議会 定例会

と き 令和7年11月14日(金)午前9:30～

ところ 草津市役所8階 大会議室

I. 全体会(第101回)のアンケート結果

資料1 P2

II. 草津市障害児(者)自立支援協議会

部会等の報告

報告者

(1) 相談支援部会

おひさまはうす 中村会長

資料2 P3

(2) こども支援部会

発達支援センター 倉田所長補佐

資料3 P5

・障害児相談支援事業所連絡会

・医療的ケア児の会議

・放課後等デイサービス事業所連絡会

・児童発達支援事業所連絡会

課題別懇談会

報告者

(1) 「にも包括」の推進のための検討会

基幹相談支援センター 片岡

資料4 P6

(2) 生活介護事業所における行動障害を
呈する人の支援者懇談会

(3) 移動支援や日中一時支援事業の

実態把握からの検討(懇談会)

基幹相談支援センター 片岡

資料5 P7

(4) グループホーム設置事業者懇談会

報告事項無し

(5) 重心(医療的ケア含む)障害児者

の入浴機会のモニタリング

報告事項無し

(6) 障害者差別解消支援地域協議会の検討会

草津市障害福祉課 山元係長

資料6 P9

III. 湖南地域障害児(者)自立支援協議会

報告者

(1) 連携会議

(2) 進路部会

草津養護学校 西川先生

(3) 重症心身障害児者

・医療的ケア児等支援推進チーム

発達支援センター 倉田所長補佐

資料7 P22

(4) 行動障害支援ネット

基幹相談支援センター 片岡

資料8 P25

(5) 作業部会

(6) 就労選択支援事業に向けた検討会

資料9 P26

IV. トピック

障害者差別解消支援地域協議会について

滋賀県健康医療福祉部

障害福祉課 企画・共生推進係

主査 岡田拓也 様

V. 事業所・活動紹介、研修案内(パンフレット等の配布)

P32

次回の草津市障害児(者)自立支援協議会の日程(令和7年度)

開催日	令和8年1月29日(木)
時間	9:30~11:30
場所	草津市役所 <u>2階 特大会議室</u>

令和7年9月19日 草津市障害児(者)自立支援協議会(第101回定例会議アンケート)
まとめ

*回答数29名/参加者74名

所属について

(内グーグル6名)

相談支援事業所(者)	6	福祉サービス事業所(者)	13
保健・医療関係機関	1	教育関係機関	2
就労関係機関	4	権利擁護関係機関	
当事者団体		関係行政機関	1
その他(相談支援機関)		その他(隣保館)	
その他(無記入)		無記入	2

● 1 前半の報告を受けて協議会の活動を理解できましたか？

1 よく理解できた	9	2	13	3	4	4	2
5 わからなかった		無記入	1				

● 2 本日の後半のトピックの内容についての意見
(テーマ：就労選択支援事業について)

1 よく理解できた	16	2	9	3	3	4	1
5 わからなかった		無記入					

● 3 協議会の希望の開催時間帯について (重複回答あり)

午前開催	9:30~11:30 (従来通り)	24	10:00~12:00	6
午後開催	13:00~15:00	2	13:30~15:30	3
	14:00~16:00	1	無記入	

● 4 協議会の希望の開催時間について (重複回答あり)

1時間程度	1	1時間30分程度	17	2時間程度	13
無記入					

● 5 協議会で取り上げたい内容についての提案

- ・ 報告だけではなく、現在の草津の動向や課題など、協議会に参加することで得られる情報を伝えて欲しい。参加者からの質疑応答など参加型も試してみたらどうか。
- ・ 就労選択がはじまってどう変わったのか。

● 6 その他、協議会に関する意見

- ・ まだ、放デイに勤務して時間がたっておらず、知識不足を実感した。調べながら聞くことができた。就労支援事業が10月から始まるとの事。少しフワッとしている気がした。
- ・ 実施された会議の報告書があると分かりやすい。口頭だけでは分かりにくい。就労選択支援について、質問ができてよかった。

R7年度 草津市自立支援協議会 部会活動報告

部会名	相談支援部会 (会 場)草津市立障害者福祉センター	報告者	中村 順子
部会長	中村(おひさまはうす)		
副部会長	石本(はたらこっと)		
構成機関	アザレア、栄寛、大地、ケセラセラ、ディフェンス、はたらこっと、風、ぽアソ、ほっとココ、歩歩、わかたけ、おひさまハウス、風彩、クロスロード、ビバーク、りんくる、草津市発達支援センター、草津市障害福祉課、草津市立障害者福祉センター、基幹相談支援センター		
事務局	草津市基幹相談支援センター(中村・片岡)		
今年度のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題の共有と検討、情報共有 ●ケース支援に関する課題の解決等を事例を通して検討する。 		
回数・開催日時	年間6回開催(開催時間はいずれも13:30~15:30)		
【第4回】 10月9日(木) ○参加数:15名 ○参加機関数: 12事業所 (機関) ○欠席: 8事業所	【内 容】 前半(13:30~14:30) 【情報提供】 草津市から <ul style="list-style-type: none"> ●近江学園の年末年始の短期入所利用についての報告 ●就労選択支援事業の開始にあたっての報告 <ul style="list-style-type: none"> *圏域の全体説明会での内容と草津市独自の取り扱いとなる箇所の確認 *指定特定相談支援事業所との連携について *圏域版「就労選択支援事業サービス等利用計画案(セルフプラン)」に関して *就労アセスメントについて(草津市独自の「簡易アセスメント」は廃止する。) *就労選択支援と他のサービスとの同一日の利用について *中立性の確保について ●新規受け入れ可能件数の確認 【検討事項】(事務局から) <ul style="list-style-type: none"> ●スキルアップ研修パート2の開催について ●次年度相談支援部会の取り組みにかかる検討 後半(14:30~15:30) <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 ・事例提供 風彩 松井相談員 (事例) 思春期を迎えた児童の支援共有や事業所連携の難しさについて 【課題】 相談員が孤立しないようにする体制が必要・相談員が相談できる場所づくり、事業所が行うべき役割を確認する機会を持つこと。学校や医療との連携強化が必要他 *利用者・事業所・相談支援専門員の連携や信頼関係構築にかかる課題も提示された。		

相談員サロン(障害者福祉センターと ZOOM のハイブリット開催)

日 時	参加者	主な内容
【第 5 回】 9月26日(金) 12:00~ 13:00	7 人	防災に関する話題
【第 6 回】 10月22日(水) 12:00~ 13:00	5 人	*会場都合にて ZOOM のみの開催。 ・相談支援専門員のスキルアップにかかる課題に対し、長い経験のある相談支援専門員からアドバイスが得られた。

【第7回】

11月28日(金) 12:00~13:00

令和7年度こども支援部会

◆関係会議

(1) 草津市放課後等デイサービス事業所連絡会

【目的・内容】

市内事業所の横のつながりを深め、質の高いサービス提供を進めるため交流会と研修会を実施

【参加機関】市内事業所

○情報交換交流会

日程	内容
第4回（予定） 11月21日	・日頃の事業所運営にかかる意見交換

○研修検討会議・研修会

日程	内容
第2回研修会 10月20日	・湖南圏域行動障害ネットの学習会に参加 「行動障害のある方の理解と支援」 講師：滋賀県発達障害者支援センター 副所長 桜井 弥生 氏 参加者：11事業所30名（草津市内放課後等デイサービス事業所）

『精神障害のある方の支援を考えよう』

開催日：令和7年11月5日（水）

時間：10:00～12:00

場所：南部合同庁舎 4階 4A会議室

対象者：相談支援専門員と精神福祉分野に携わるかた

内容：1. 開会挨拶

2. 講義 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）
地域保健福祉係 主任保健師 北森 紗也香様
「圏域に住む精神障害者の状況について」

3. 事例発表 地域生活支援センター風 所長 田中 好美様

4. グループワーク

5. 総評 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）
地域保健福祉係 主任保健師 北森 紗也香様

6. 閉会 アンケート記載後、解散



● 参加者所属について（重複回答有）

相談支援事業者	22	福祉サービス事業者	4
保健・医療関係機関	1	教育関係機関	
就労関係機関	1	権利擁護関係機関	2
当事者団体		関係行政機関	3
その他(高次脳機能障害支援センター)	1	無記入	1

移動支援や日中一時支援事業の実態把握からの検討(懇談会)報告

移動支援事業所懇談会のアンケート調査における課題のまとめ

1) 草津市移動支援事業の報酬が低くて困っている。

草津市障害者移動支援事業は、平成 27 年 1 月 1 日要綱改訂以降改訂がされていない。今秋には最低賃金の改定も予定されており、物価上昇も続いており、移動支援事業所にとって大きな負担が続いている。障害福祉サービス報酬等定期的に改訂されているので、草津市地域生活支援事業においても事業所運営が安定継続維持につながるよう定期的な要綱等見直しをすべきである。

2) 移動支援利用対象者の「身体介護を伴わない」と判断された場合、収支が合わない。

「身体介護を伴わない」障害児者への移動支援サービス費用は低すぎる。移動支援で身体介護を伴わない方との 30 分未満の移動支援については、30 分未満 1050 円では、どのような支援が提案できるのか提案が難しく、断りをしている状態がある。

移動支援利用者におかれては、身体介護が伴わないと判断された方でも、精神面から生じる心身的サポートが必要な方にも対応している。支援者は、どの利用者にも心身共に寄り添った支援に徹している。

3) 人材が確保できない。

ヘルパーの有資格者を確保することだけでなく、無資格者であっても、職員募集をしてもなかなか応募が無い。事業所内で無資格者の資格取得までの養成が困難で、ある程度の実習を受けてもらった後で、実働してもらわないと経営面でも成り立たない。

4) 公共交通機関や移動にかかる環境がしっかりと整っていない。

草津市の地域性として公共交通機関利用に関しては、JR 最寄り駅までは自家用車利用が多い状況がある。障害のある方が公共交通機関利用の経験を重ねることが難しい地域性はあると考える。アンケート調査からも車利用希望が多いことが分かった。車利用移動支援については、事業所のコスト・人件費等課題があり、利用希望に応えづらい状況がある。公共交通機関利用促進につながる啓発促進や、移動支援運転手確保、歩道等バリアフリー化を進める必要がある。

令和7年11月吉日

草津市長

橋川 渉 様

草津市障害児（者）自立支援協議会

課題別懇談会 移動支援や日中一時支援事業の実態を把握からの検討（懇談会）

移動支援実態把握アンケートからみえる地域課題への提言書（案）

移動支援や日中一時支援事業の実態を把握からの検討（懇談会）では、草津市地域生活支援事業移動支援登録事業所として支援上抱えている課題を事業所間で共有し、またアンケートとして集約することができました。今回それらをもとに以下のように提言いたします。

1. 「草津市移動支援事業の考え方について」「草津市障害者移動支援事業実施要綱」を改正する必要がある。
 - 1) 報酬を次のように対応する必要がある。
 - ・ 障害福祉サービスの通院等介助・同行援護・行動援護等の報酬程度に引き上げる。
 - ・ 地域生活支援事業の継続のために、運営費用の定期的な見直しを行い、今後行われる障害福祉サービス報酬改正（福祉・介護職員等処遇改善加算や福祉・介護職員等ベースアップ加算等を含め）と連動した地域生活支援事業報酬改正の見直しとなるようにする。
 - 2) 移動支援利用対象者の「身体介護を伴わない」の判断基準を撤廃すべき。
 - 3) 「ヘルパー」（有資格者）以外でも、一定の研修を受けた後に資格取得までの期間に支援ができる様にすべき。
2. 移動支援を楽しめる地域の環境整備をする必要がある。
 - ・ 市内を循環するバスの便数・ノンステップバスの便数を増やす。
 - ・ 障害福祉サービスマップなどの作成を行い、情報へのアクセスをしやすいにする。
 - ・ 歩道や横断歩道、横断歩道橋等、安全に移動することができる様にバリアフリー化を早める。

以上

草津市障害児（者）自立支援協議会の障 害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) 抜粋

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○萩市自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき設置する萩市自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協議会は、相談支援事業をはじめとする萩市における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とする。

(設置主体)

第2条 協議会の設置主体は、萩市とする。

2 市長は、協議会を適切に運営できると認められる社会福祉法人又は社会福祉団体（以下「社会福祉法人等」という。）に対し、協議会の運営に係る業務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、市長は当該事業が適正かつ効果的に行われるように社会福祉法人等を指導監督するものとする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における障がい者等への支援体制に関する課題の共有
- (2) 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- (3) 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- (4) 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- (5) 個別事例への支援のあり方に関する協議及び調整
- (6) 地域における課題等について山口県障害者施策推進協議会への必要に応じた報告
- (7) 萩市から障がい者相談支援事業の委託を受けた事業者の運営等の評価
- (8) 基幹相談支援センターの設置方法及び専門的職員の配置に関する協議並びに事業実績の検証
- (9) 障がい者虐待の未然の防止、早期発見及び早期対応に向けた体制構築に関する協議
- (10) 萩市障がい福祉計画の進捗状況の把握及び必要に応じた助言
- (11) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会が行う同法第18条第1項及び第2項に規定する事務等に関すること。

吹田市障がい者差別解消支援専門部会設置要領

(目的)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会について、吹田市地域自立支援協議会設置要領第9条の規定により「吹田市障がい者差別解消支援専門部会」（以下「専門部会」という。）として設置し、その運営について必要な事項を定める。

(専門部会で取扱う事項)

第2条 専門部会は、次の各号に掲げる事項について、関係機関等との情報共有を図り、意見交換及び連絡調整等を行う場とする。

- (1) 複数の関係機関等によって防止又は解決を図るべき紛争事例
 - (2) 関係機関等が対応した相談事例
 - (3) 障がい者差別に関する相談体制
 - (4) 障がい者差別の解消に資する取組
 - (5) 障がい特性の理解に資する研修及び啓発
- 2 前項各号に掲げるもののほか、専門部会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 専門部会は、次に掲げる機関により構成し、事務局が選任する。

- (1) 障がい当事者又はその家族
- (2) 教育関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉相談・雇用の関係者
- (5) 事業者
- (6) 法曹関係者
- (7) 公共的団体
- (8) 行政機関

2 専門部会は、議題に応じて一部の機関で構成することができる。また、事務局が必要と認めたときは、上記以外の者に専門部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営及び事務局)

第4条 専門部会の運営及び事務局は、福祉部障がい福祉室において実施する。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、福祉部障がい福祉室において処理する。

改正後	改正前
<p>○草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月1日 告示第16号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 ≪現行どおり≫□</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) ～ (5) ≪現行どおり≫□</p> <p>(6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）第17条第1項の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）が行う同法第18条第1項から第2項までに規定する事務に関すること。</p> <p>(7) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事業</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 ～ 第7条 ≪現行どおり≫□</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成19年3月1日から施行する。</p>	<p>○草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月1日 告示第16号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 ≪省略≫</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) ～ (5) ≪省略≫□</p> <p>(6) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事業</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 ～ 第7条 ≪省略≫</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成19年3月1日から施行する。</p>

所 掌 事 務 内 容

取 組 の 有 無 と そ の 理 由

複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有



紛争解決については、市やアドボケーター等が中心に対応し、どうしても解決が難しい案件や紛争に発展する案件については、滋賀県が対応することとなっている。現在、紛争防止、紛争に至るまでの事案の解決にかかる取組については、各機関が果たしていると考えられる。これらの、事案を共有することは、障害者差別に関する対応力向上が期待出来る。

関係機関等が対応した相談に係る事例の共有



相談の「たらい回し」を防ぎ、関係機関等で共有・蓄積した相談に係る事例等を踏まえて、地域として障害者差別に関する相談の対応力向上が期待出来る。また、相談に係る事案について関係者間で意見交換することにより、障害者差別解消に向けた認識や望ましい対応の在り方などに関する情報の共有を図ることが出来る。

障害者差別に関する相談体制の整備



相談の流れや、他機関に案件をつなぐ必要が生じたときにも、最低限、聞き取りを行う項目や、フローチャートを決めておくことは、相談の「たらい回し」を防ぐことに大きな役割を果たすとともに、関係機関等、地域として障害者差別に関する相談の対応力向上が期待出来る。

障害者差別の解消に資する取組の共有・分析



合理的配慮の事例の共有・蓄積が進むことにより、地域の合理的配慮の求めに対する対応力の向上が期待出来る。また、関係者間で意見交換することにより、望ましい対応の在り方などに関する情報の共有を図ることが出来る。

所 掌 事 務 内 容

取 組 の 有 無 と そ の 理 由

構成機関等における斡旋・調整等による紛争解決の後押し

×

紛争解決については、市やアドボケーター等が中心に対応し、どうしても解決が難しい案件や紛争に発展する案件については、既に斡旋、調整の機能を有する滋賀県が対応することとなっている。この役割を果たすには専門的知見も必要と考えられ、協議会として担うのは難しいと考えられる。また、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しが現在行われており、紛争解決の実効性の確保もポイントとされている。

障害者差別解消に資する取組の周知・発信や研修・啓発

○

従来から、家族会や事業所、市としても合理的配慮にかかる周知啓発や研修・啓発に取り組んでおり、既に実施している。従来の活動も行いながら、更なる周知・発信に取り組むことで、地域としての障害者差別解消の取組に資するものと考えられる。

個別の相談事案に対する対応

×

個別の相談事案については、市やアドボケーター等が中心に対応し、どうしても解決が難しい案件や紛争に発展する案件については、障害者差別解消相談員を配置している滋賀県が対応することとなっている。役割を果たすには専門的知見や、即時対応する必要性も想定されることから、協議会として担うのは難しいと考えられる。

その他

×

まずは、「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」などに記載される、障害者差別解消支援地域協議会の所掌事務で取り組みを行い、必要に応じて、見直していくべきであると考えられる。

草津市障害児（者）自立支援協議会の障害者差別解消支援地域協議会の部会の活動について

スケジュールについて

		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
自立支援協議会	運営会議	4/14 検討会 提案						6/12 検討会 報告提案						8/6 検討会 報告 提案						10/2 部会化 提案					
	定例会				5/14 定例会 提案						7/18 検討会 報告等						9/19 検討会 報告等								11/14 部会化 提案
検討会						メンバー調整					7/2 第1回 検討会 について				8/26 第2回 方向性 確認・ 決定				9月下旬 第3回 部会化 検討						

グループワークテーマ ②

あなたの所属する自治体の障害児支援担当が、障害のあるこどもを育てている両親から、障害者差別ではないか、という話を聞いたそうです。対応した職員が聞き取った以下の記録を踏まえて今後の対応について検討してください。

【相談内容】

- クラシック音楽が好きな自閉スペクトラム症のこどもがいる。
- 知的障害としては軽度で、言語でのコミュニケーションも可能だが、感情のコントロールは苦手で喜怒哀楽に大きなお声が伴いがち。
- クラシックコンサートも、自閉スペクトラム症の行動特性はありつつも基本的には静かに聴くことができるものの、クラリネットが特に好きで、ソロパート等があると喜んで大声を出してしまう。
- 市外の都道府県立ホールで本人が以前に気に入った楽団が公演をするということで、両親がチケットを購入するために現地へ出向いた。
- 当該ホールはやや古い建物で、観客席のバリアフリー化は対応しているものの、防音が施されたファミリールームのような部屋はなく、防音されているのは調音室、調光室のようなスタッフが使用する部屋のみであった。
- 両親が公演当日の演目を確認したところ、クラリネットのソロが含まれる作品であることが判明したため、受付でこどもの状態を話して合理的配慮の提供を求めたが、逆に本人の状態を理由に（自閉スペクトラム症の特性＝発達障害であることを理由に）チケットの販売を断られた。

<検討に当たっての視点>

- ・まず、対応マニュアルに沿って検討の方向を定めてください。
- ・当該案件は、不当な差別的取扱いに当たると思いませんか。判断理由を添えて討議してください。
- ・当該案件の対応を進めるために、誰に対して、どのような情報を追加で収集しますか。「誰（どこ）」と「どのような」を明確にして討議してください。
- ・当該案件を地域協議会で話し合うとして、招くべきメンバーは誰になると思いませんか。判断理由を添えて討議してください。
- ・当該案件において合理的配慮が少しでも提供できるようにするためには、どのように建設的対話を促すことが考えられますか。アイディアレベルでも良いので具体例を挙げて討議してください。
- ・皆さんのグループでは、当該案件に対してどのような働きかけをしますか。グループで対応を一本化してください。

障害を理由とする差別の解消の推進 国・地方公共団体における 相談窓口担当者向け相談対応マニュアル 概要版

内閣府

令和7年（2025年）3月

グループワークテーマ ②

あなたの所属する自治体の障害児支援担当が、障害のあるこどもを育てている両親から、障害者差別ではないか、という話を聞いたそうです。対応した職員が聞き取った以下の記録を踏まえて今後の対応について検討してください。

【相談内容】

- クラシック音楽が好きな自閉スペクトラム症のこどもがいる。
- 知的障害としては軽度で、言語でのコミュニケーションも可能だが、感情のコントロールは苦手で喜怒哀楽に大きなお声が伴いがち。
- クラシックコンサートも、自閉スペクトラム症の行動特性はありつつも基本的には静かに聴くことができるものの、クラリネットが特に好きで、ソロパート等があると喜んで大声を出してしまう。
- 市外の都道府県立ホールで本人が以前に気に入った楽団が公演をするということで、両親がチケットを購入するために現地へ出向いた。
- 当該ホールはやや古い建物で、観客席のバリアフリー化は対応しているものの、防音が施されたファミリールームのような部屋はなく、防音されているのは調音室、調光室のようなスタッフが使用する部屋のみであった。
- 両親が公演当日の演目を確認したところ、クラリネットのソロが含まれる作品であることが判明したため、受付でこどもの状態を話して合理的配慮の提供を求めたが、逆に本人の状態を理由に（自閉スペクトラム症の特性＝発達障害であることを理由に）チケットの販売を断られた。

<検討に当たっての視点>

- ・まず、対応マニュアルに沿って検討の方向を定めてください。
- ・当該案件は、不当な差別的取扱いに当たると感じますか。判断理由を添えて討議してください。
- ・当該案件の対応を進めるために、誰に対して、どのような情報を追加で収集しますか。「誰（どこ）」と「どのような」を明確にして討議してください。
- ・当該案件を地域協議会で話し合うとして、招くべきメンバーは誰になると思いますか。判断理由を添えて討議してください。
- ・当該案件において合理的配慮が少しでも提供できるようにするためには、どのように建設的対話を促すことが考えられますか。アイデアレベルでも良いので具体例を挙げて討議してください。
- ・皆さんのグループでは、当該案件に対してどのような働きかけをしますか。グループで対応を一本化してください。

障害を理由とする差別の解消の推進 国・地方公共団体における 相談窓口担当者向け相談対応マニュアル 概要版

内閣府

令和7年（2025年）3月

例)

- ・ 講師による講演
- ・ グループワーク
- ・ 体験事業
- ・ 相談シートを作成 等

○部会化後の取り組み内容について主な意見

・障害の種別によっても、それぞれの困りごと、適切な合理的配慮は個々人でも異なるため、様々な立場の方々が集う中で、様々な事案についての知見を深めることは意義があるのではないか。

・事業所のなかで解決され、出てこない事案もある場合がある。
事業所としての方針はあるとは思いますが、そういう気づきを共有できる場を作ってはどうか。

・事業所の方への啓発として、自立支援協議会内で、当事者の気付き（日々の違和感・困ったこと）をグループワークにて共有し話し合うなどすることが良いのではないか。

・啓発と建設的対話の重要性を周知する必要がある。

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム

【目的・内容】

重症心身障害児者・医療的ケア児等が住みなれた地域で健やかに成長発達できるための効果的な取り組みを検討し、支援を推進するため支援推進チームを設置する。

【参加機関】（事務局：重症児者相談支援センターびわりん、湖南4市障害福祉課、草津市発達支援センター、草津保健所） チーム会議には事務局に加えて訪問看護ステーション「オリーブ」、「ちょこれーと」、「かたつむり」、障害福祉サービス事業所アシストNico ぱせり、通所支援事業所 YELL、草津養護学校、野洲養護学校

日程	内容
<p>第3回 事務局会議 10月29日</p>	<p>○通学支援の取り組みについて ・医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業に関する県要望の結果 ・今後の通学支援の対応</p> <p>○シンポジウムについて ・重症心身障害児者・医療的ケア児等と家族の暮らしをみんなで考えるシンポジウム 当日スケジュールと役割分担等について</p> <p>*シンポジウム日時：令和7年12月6日（土） 13時半～16時 開催場所：草津市立市民交流プラザ 大会議室 オンデマンド配信（収録したものを後日配信）</p>

令和7年度 重症心身障害児者・ 医療的ケア児等と 家族の暮らしを みんなで考える シンポジウム

会場開催+オンデマンド配信

日時 **12月6日** **土** **13:30~16:00**

(受付開始 13:00)

会場 草津市立市民交流プラザ 大会議室
(フェリエ南草津5階)

○後日、オンデマンド配信(当日録画した様子を令和8年1月下旬頃～
動画で視聴できます)を行います。

※動画の視聴には、申込みが必要です。追ってメールにて案内いたします。

定員 現地 **100名**

申込期限 **11月21日** **金**

地震や暴風雨などにより安全な開催ができないと判断した場合はシンポジウムを中止します。中止の場合、お申し込み時に登録いただいた電話番号またはメールアドレスにご連絡させていただきます。

参加費 **無料**

お申し込み方法 (しがネット受付サービス)

以下URLまたは右のコードからお申し込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/3013490728760265973>



※参加されている間に配慮が必要なものがありましたら、申し込み時にお申し出ください。申し込み締め切り後のお申し出の場合、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください。

プログラム

- 「重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チームの取り組み」について
- パネルディスカッション
テーマ：「子どもたちをだれ一人取り残さない地域づくりについて
～通学支援のあゆみから～」

主催：湖南地域障害児(者)自立支援協議会 重度障害者部会重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム

(順不同：訪問看護ステーションオリーブ、訪問看護ステーションちよこれと、訪問看護ステーションがたつむり、障害福祉サービス事業所アシストNicoいせり、通所支援事業所YELL、滋賀県立草津養護学校、滋賀県立野洲養護学校、草津市医療的ケア児等コーディネーター、重症児者相談支援センターびわりん、草津市障害福祉課、草津市発達支援センター、守山市障害福祉課、栗東市障がい福祉課、野洲市障がい福祉課、滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所))

共催：滋賀県

タイムスケジュール

- 13:00 開場
- 13:30 開会
- 13:40 「重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム」の取り組みについて
- 13:50 〈パネルディスカッション〉
 テーマ:「子どもたちをだれ一人取り残さない地域づくりについて
 ～通学支援のあゆみから～」

パネリスト(五十音順)

- ・今江 清美氏 (滋賀県立八日市養護学校:当時滋賀県立野洲養護学校医療的ケア委員長)
- ・角野 めぐみ氏 (訪問看護ステーション オリーブ)
- ・重森 恵津子氏 (当時滋賀県立野洲養護学校校長)
- ・鈴野 崇氏 (厚生労働省医政局医療情報担当参事官室企画官:当時滋賀県障害福祉課長)
- ・関司 由記子氏 (ひまわりの会 副会長)
- ・深井 祥氏 (障害福祉サービス事業所 アシストNicolぱせり)
- ・村田 尚子氏 (守山市障害福祉課)

コーディネーター

- ・増野 隼人氏 (重症児者相談支援センターびわりん 相談課長)

15:50 閉会

会場案内



草津市立市民交流プラザ 大会議室
 (滋賀県草津市野路一丁目15番5号
 フェリエ南草津5階)
 *JR琵琶湖線 南草津駅東口 徒歩2分程度

○自動車等でお越しの場合

駐車チケット(黄色)を市民交流プラザ事務室までお持ちください。(4時間無料)

○自転車でお越しの場合

駐輪券(黄色のカード)を市民交流プラザ事務室までお持ちください。(1日無料)

お問い合わせ先

草津市にお住まいの方	草津市 障害福祉課	TEL : 077-561-2363 FAX : 077-561-2480
栗東市にお住まいの方	栗東市 障がい福祉課	TEL : 077-551-0304 FAX : 077-553-3678
守山市にお住まいの方	守山市 障害福祉課	TEL : 077-582-1168 FAX : 077-581-0203
野洲市にお住まいの方	野洲市 障がい福祉課	TEL : 077-587-6087 FAX : 077-586-2176
上記以外の地域にお住まいの方	草津保健所 地域保健福祉係	TEL : 077-562-3534 FAX : 077-562-3533

みんなで作る
健康しが

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 プロジェクト 『第5回 就労選択支援事業に向けた検討会』報告書

日時:2025年4月23日 午後1時30分~3時

場所:南部健康福祉事務所3階大会議室

1. 参加者

26名(構成機関:20/24機関)

2. 2つのWG(ワーキンググループ)の開催状況の共有

ワーキンググループ① アセスメント手法を検討するチーム

【このワーキングでの検討事項】

- ①情報提供ツールの作成
- ②共通アセスメントキットの作成
- ③共通アセスメントシートの作成
- ④基本サービス提供パターンの体系化(4体系)

【メンバー】

就労アセスメント実施機関、草津養護学校、働き・暮らし応援センターらく

【開催状況】

4/23時点までに3回開催(1回/1monthペース)

◎6月を目途に統一した内容を取りまとめる

ワーキンググループ② 就労選択のプロセスを構築するチーム

【このワーキングでの検討事項】

- ①就労選択支援事業の目的の共有
- ②サービスのプロセス整理
- ③対象者の範囲
- ④利用者へのサービス説明について
- ⑤セルフプランへの対応
- ⑥サービスの周知について
- ⑦事業指定における地域協議会等による評価について

【メンバー】

4市行政、基幹・委託相談事業所、野洲養護学校、働き・暮らし応援センターらく

【開催状況】

4/23までに3回開催(1回/1monthペース)

◎6月頃を目途に一定の形を整理する

3. ダイトロン福祉財団 障害者福祉助成金申請について(報告)

就労選択支援事業に向けた取り組みに活用することを目的として、公益財団法人ダイトロン福祉財団助成金事業の申請を行った。助成が受けられた場合は、アセスメントツール(作業アイテム)の作成、新サービスのマニュアル作成、情報提供冊子の作成、就労選択支援事業に関する検討会の協力費(謝金)等に活用する予定。

4. 事業指定における地域協議会による評価について

3月末に発出された就労選択支援に係る通知において、「指定権者が必要と認める場合には、就労選択支援を行おうとする者は、地域の協議会等で評価を受けたうえで事業申請を行うこと」と示された。滋賀県においても、就労選択支援の事業申請者に対し、各圏域の評価を受け、その結果の提出を求める方向で検討が進められているとのこと。

湖南圏域における評価のあり方については、ワーキンググループ②にて具体的に検討していくことを共有。

5. 今後の検討会のスケジュールについて

4~6月にかけて2つのワーキングで具体的検討を行い、7月に第6回目となる検討会で方向性を整えていく。その後、事業が開始される10月に向けて必要に応じて検討会を開催していくこととする。

6. 次回会議開催について

次回開催日:7月15日(火)13時30分~15時30分

場所:南部健康福祉事務所3階大会議室

開催内容:ワーキンググループの情報共有、各検討事項の確認

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 プロジェクト 『第6回 就労選択支援事業に向けた検討会』報告書

日時:2025年7月15日 午後1時30分~3時30分

場所:南部健康福祉事務所3階大会議室

1.参加者

25名(構成機関:21/24機関)、オブザーバー参加 2機関3名

2.ダイトロン福祉財団 障害者福祉助成金申請について(結果報告)

第3号事業助成金の受領が決定する。今後、アセスメントツール(作業アイテム)、マニュアル、情報提供冊子の作成、検討会の協力費(謝礼金)等に活用予定。

3.2つのWG(ワーキンググループ)の報告 ※詳細別紙(WG①②まとめ)参照

ワーキンググループ① アセスメント手法を検討するチーム

【このワーキングでの検討事項】

- ①情報提供ツールの作成
- ②共通アセスメントキットの作成
- ③共通アセスメントシートの作成
- ④基本サービス提供パターンの体系化(4体系)

【メンバー】

就労アセスメント実施機関、草津養護学校、働き・暮らし応援センターらく

【次回開催】

8月5日(火)

ワーキンググループ② 就労選択のプロセスを構築するチーム

【このワーキングでの検討事項】

- ①就労選択支援事業の目的の共有
- ②サービスのプロセス整理
- ③対象者の範囲
- ④利用者へのサービス説明について
- ⑤セルフプランへの対応
- ⑥サービスの周知について
- ⑦事業指定における地域協議会等による評価について

【メンバー】

4市行政、基幹・委託相談事業所、野洲養護学校、働き・暮らし応援センターらく

【次回開催】

8月27日(水)

4.検討事項

① 湖南地域就労選択支援事業説明会の開催について

サービスの開始にあたり、湖南圏域における関係機関及び事業所向けの全体説明会を開催することとなった。

日程:2025年9月16日(火)14:00~ / 会場:キラリエ草津6階大会議室

② 今後の検討会とワーキングについて

9月実施予定の湖南地域就労選択支援事業説明会および、10月のサービス開始を見据え、今後、各ワーキンググループでの検討を一層加速させることとする。必要に応じて各種会議を開催するほか、メール等も活用しながら協議を進めていく。

5.情報共有&意見交換

① R7年度の国モデル事業への協力について

国において就労選択支援事業に関連するモデル事業が実施されることとなり、滋賀県も参加することが決定。モデル事業の事務局は、滋賀県社会就労事業振興センターが担うとのこと。本プロジェクトにおいても、当該モデル事業に協力していくことを確認した。今後開催する検討会会議には、滋賀県社会就労事業振興センターにも参加いただくこととなった。

② 事業指定における地域協議会による評価について

現在、ワーキンググループ②において、湖南圏域における協議会の在り方を検討しているところだが、協議の進行にあたっては指定権者である滋賀県との意見交換が必要になっている。本件については、事業申請手続きやサービス開始時期にも大きく影響するため、今後は滋賀県と連携を図りながら、評価体制の整備を進めていくこととした。

6.次回会議開催について

次回開催日:9月3日(火)10時~12時 / 場所:南部健康福祉事務所3階大会議室

開催内容:サービス開始に向けた最終確認、湖南地域就労選択支援事業説明会について等

情報提供ツール

就労選択支援事業者は利用者に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供を行わなければなりません。

雇用事例や社会資源等に関する情報提供を行うための共通利用ワークブックを作成し、どの就労選択支援事業所を利用しても最低限同じような情報を届けられることを目指します

<ワークブックの主な内容>

- ・働くイメージ(利用前)
- ・いろんな働き方
- ・利用日誌
- ・利用後の気持ち

アセスメントキット

作業観察時に使用するアイテムについて、一定、共通して活用する作業アイテム(5種類)を揃えます。観察者の観察視点等が事業所や担当者によってずれないように、作業手順書や教示方法などもマニュアル化します。また、その作業キットについては、学校や他機関、家庭訪問でのアセスメントでも活用できるよう持ち運び可能な形で用意します。

<5種類の共通作業キット>

- ①袋詰め作業②部品組立・分解作業③計量作業
- ④パッキング⑤事務作業

アセスメントシート

これまで湖南地域の就労アセスメントにて共通利用していた様式をブラッシュアップ、協同評価のエッセンスを含んだ形でフォームをリニューアルします。また、学生の利用者に関して学校側が事業所へ情報提供する様式についても統一して用意します。

アセスメント手法

アセスメント手法については大きく4つの手法を位置づけます。通所によるアセスメント①を原則としますが、就労選択支援事業所へ通所することが困難な方・そもそも外出自体が困難な方にも対応できるよう②～④の手法を位置づけます

①通所アセスメント(基本パターン)

就労選択支援事業所へ通所して行われる方法

②出張アセスメント

ほかの通所系福祉施設(生活介護や就労継続支援等)に就労選択支援事業所の就労選択支援員が出向いて行われる方法

③学校訪問アセスメント

就労選択支援事業所の就労選択支援員が学校を訪問し、学校の活動等を通じてアセスメントを行う方法

④家庭等訪問アセスメント

自宅等から出ることが難しい人に対して、就労選択支援事業所の就労選択支援員が自宅訪問して行う方法

就労選択支援事業の目的と地域への周知

- 湖南地域版の就労選択支援マニュアルを作成
事業の概要・湖南地域における運用・利用対象者などについて整理
- 就労選択支援事業説明会の開催(8or9月)
圏域の検討会として1回開催を行い、地域における制度周知を行う

サービスのプロセス

- マニュアルにて各機関の役割を整理する
- 者みなし利用(児童)の場合、3市(草津市・守山市・栗東市)と野洲市で支給決定の手続きが変わることに留意する
※ 3市:見者混合(同一日可) 野洲市:者サービス一本化

対象者

- 事業の本来趣旨が失われないよう、対象となる多くの方に利用してもらえらる事業とする(B型利用ありきのサービスにしない)
- 学生については基本2年時を基本として幅広い対象者(企業就労希望者)に対して実施していく
- 成人における「就労経験ありの者」について、「第三者が就労時の状況を把握しており、その状況から企業就労が困難であると判断できる者」とする
※ 就労状況を取りまとめるシートについては4市で共通シートを活用する

サービス利用者への説明について

- 学生については、特別支援学校を中心にしながら本人・家族への説明を行う
- 当事者向けリーフレットを作成し、そのリーフレットを用いて説明を行っていく

セルフプランについて

- 指定特定相談支援事業所(計画相談)の利用を基本とする
- どうしてもセルフプランになる場合は、市行政と各市の委託相談支援事業所等が連携を図りながらサポートを行っていく
- セルフプランの様式については新たに4市で統一した様式を用いる
- できるだけセルフプランを減らしていくため、指定特定相談支援事業所に対するサポートについて各市で検討を行う

事業指定における地域協議会等による評価について

- 本検討会内に湖南地域就労選択支援事業評価委員会を設置、検討会メンバーが評価委員となり輪番制で対応していく(評価基準の作成)
- 年1回評価委員会における実施事業所モニタリングを行い、そのモニタリング結果をインターネット等で情報公開する

その他

- 地域が期待しているサービス提供が行われていないと疑われる事業所(例、就労選択支援事業の説明を行わず、当該事業所の利用の勧誘を必要以上に行う等)については、その問題点を検討会メンバーで確認、検討会として指定権者に報告するとともに、当該事業所に対して意見する仕組みを構築する
- 就労選択支援事業所が複数設置されるようになった場合、サービス提供事業所が集まる場を設けサービスの質の確保・中立性などを担保する(当面は働き・暮らし応援センターりらくが事務局を担う)。就労選択支援員の定期的勉強会の実施(質の担保)
- 関係機関(行政・相談支援・学校・サービス提供事業所・病院等)が就労選択支援事業について相談できる場(機関)を位置づける
- 令和7年10月以降、地域状況を定期的に把握するため本検討会定期的に開催する

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 プロジェクト 『第7回 就労選択支援事業に向けた検討会』報告書

日時:2025年9月3日 午前10時~12時

場所:南部健康福祉事務所3階大会議室

1.参加者

22名(構成機関:17/24機関)、オブザーバー参加 2機関3名

2.ワーキンググループ①②の活動報告

ワーキンググループ① アセスメント手法を検討するチーム

【このワーキングでの検討事項】

- ①情報提供ツールの作成
- ②共通アセスメントキットの作成
- ③共通アセスメントシートの作成
- ④基本サービス提供パターンの体系化(4体系)

【今後の活動について】

8月21日の会議をもって、一旦WG①は解散となった。サービス開始後、改めてWG①での検討が必要となった場合は検討会での協議の上、グループを再結成する。

ワーキンググループ② 就労選択のプロセスを構築するチーム

【このワーキングでの検討事項】

- ①就労選択支援事業の目的の共有
- ②サービスのプロセス整理
- ③対象者の範囲
- ④利用者へのサービス説明について
- ⑤セルフプランへの対応
- ⑥サービスの周知について
- ⑦事業指定における地域協議会等による評価について

【今後の活動について】

8月27日の会議をもって、一旦WG②は解散となった。サービス開始後、改めてWG②の検討が必要となった場合は、検討会での協議の上、グループを再結成する。

3.意見交換

①就労選択支援事業者が活用する各共通ツールの活用について

湖南圏域の就労選択事業者においては、本検討会を通じて整備した共通の情報提供ツール・アセスメントキット・アセスメントシートの活用を推奨することとなった。ただし、使用を強制するものではなく、各事業所の方針や利用者の状況に応じ、柔軟に対応していくことを確認した。

②湖南地域就労選択支援事業説明会の開催について

日程:2025年9月16日(火)14:00~ / 会場:キラリエ草津6階大会議室

方法:会場+Web開催(会場200名+Web100名)

内容:就労選択支援事業の概要について、湖南地域における就労選択支援事業の運用について等

③協議会による地域評価について

滋賀県障害福祉課より、就労選択支援の事業申請にあたっては、事前に協議会等による地域評価を受け、その内容を申請に添付するとの方針が示された。地域評価は指定の可否を判断する為のものではなく、圏域における申請事業者の実態を把握するための資料として位置付けられるとのこと。近日中に県から地域評価の様式が提供される予定。評価様式については、圏域独自の様式を使用することも可能とされている。具体的な受付の流れや申請に係る書式については現在調整中で、詳細決定次第、滋賀県から手続きや必要書類について案内がなされる見込みである。

湖南圏域においては、滋賀県から詳細が示された後、早急に地域評価に関する協議を開催することとなった。

④就労選択支援に関する資料の公開について

検討会を通じて作成した就労選択支援事業に関する資料や成果物については、地域に広く公開した方がよいとの意見が複数出された。今後、公開方法や範囲について引き続き検討を行うこととした。情報提供ツールやアセスメントシートの取り扱いについても検討課題とし、資料はダウンロード可能とする仕組み(フォーム等)の導入を検討する。

4.次回会議開催について

次回開催日:9月22日(月)15時30分~17時30分 場所:雇用支援センターきらっと

検討内容:協議会による地域評価について(予定)

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 プロジェクト 『第8回 就労選択支援事業に向けた検討会』報告書

日時:2025年9月22日 午後15時30分~17時15分

場所:雇用支援センターきらっと会議室

1.参加者

19名(構成機関:15/24 機関)

2.就労選択支援事業湖南地域全体説明会について

日程:2025年9月16日(火)14:00~

会場:キラリエ草津6階大会議室

方法:会場+Web開催

内容:就労選択支援事業の概要について、湖南地域における就労選択支援事業の運用について等

参加者:現地参加111名、オンライン参加44名 計155名

- ・参加者からは、「勉強になった」、「分かりやすかった」等、概ね高評価を得ることができた。
- ・説明会当日参加者から寄せられたものの時間の都合上未回答となった質問(20件)については、回答資料を作成し、各市自立支援協議会を通じて配布することとなった。

3.本検討会の成果物の情報共有について

前回検討会において、検討会を通じて作成した就労選択支援事業に関する資料や成果物について、地域に広く公開してはどうかとの意見が複数出されたことを受け、今後の成果物の情報公開について協議した。

その結果、「情報を広く公開し、湖南圏域の取り組みが他地域就労選択支援事業の検討に活用されることを期待する」との方向性を確認した。これに従い、就労選択支援事業に関わる成果物は、本検討会事務局である働き・暮らし応援センターらくらのホームページ上で全て公開することとなった(下記URL及びQRコード参照)。なお、当日上映した動画については、演者の確認を経て公開を判断する。

4.地域評価について

滋賀県障害福祉課より、就労選択支援の事業申請にあたっては、事前に事業所評価シートの提出と、圏域の協議会等による評価を受けたうえで、その評価を指定申請に添えて提出するという方向性が示された。

上記を踏まえ、湖南圏域における地域評価の在り方を検討した。

(意見交換)

- ・地域評価においては、申請事業所を一方向的に評価するだけでなく、申請事業所の管理者と就労選択支援員にも参加してもらい、質疑応答やフィードバックの時間を設けてはどうか。
- ・県から提示があった事業所評価シートは、湖南圏域用に修正を図ってはどうか。
- ・就労選択支援事業所においては、地域における就労支援に係る社会資源等の情報提供、事業所等との連絡調整が必要になる為、地域との連携が非常に重要になる。圏域の自立支援協議会への積極的な参加を求める必要がある。

検討を踏まえ、湖南地域における評価は、申請事業所も参加する形で検討会を二部構成(①事業申請事業所参加のもと聞き取りや質疑応答、②事業申請事業所退出後に総評を取りまとめ)とする方向が確認された。また、評価シートは湖南地域独自の様式を作成することとなった。次回開催の検討会で様式を確定させることとなった。

第1回目の地域評価委員会は、1月15日・16日の午後を実施予定とされた(場所は調整のうえ連絡)。審査事業所数への対応や開催回数が増加も今後検討することとなった。

5.その他

- ・本検討会の活動協力費について、社会福祉法人あすこみっとが受けた助成金を活用して支払うこととなった。

6.次回会議開催について

次回開催日:10月17日(金)13時~ 場所:雇用支援センターきらっと

検討内容:協議会による地域評価について(予定)

【湖南地域の就労選択支援事業に係る資料一式】▶ <https://asucomit.or.jp/riraku/>



V. 事業所・活動紹介 研修案内

優生保護法問題の 全面解決をめざす 滋賀フォーラム

～命に優劣はない!

優生思想を断ち切り、差別のない未来へ～

2026年**1月18日**(日)

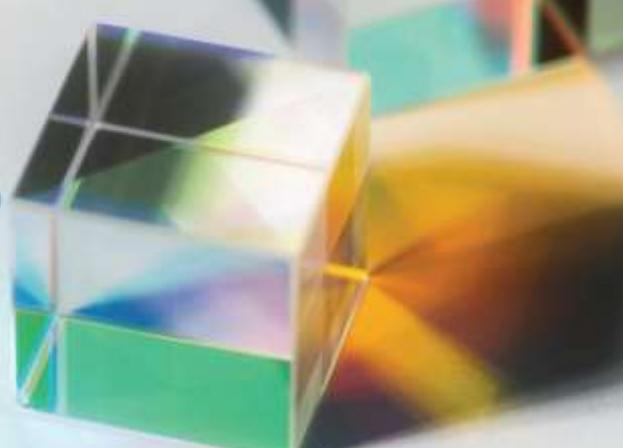
午前の部 10:00～12:40 (開場9:30)

午後の部 13:30～16:10 (開場13:00)

栗東芸術文化会館

SAKIRA (さきら) 中ホール

午前の部・午後の部ともに「映画上映」と「特別講演」の両方を実施いたします。



映画上映会

沈黙の50年

～国から子どもをつくってはいけないと
言われた人たち～

〈字幕・副音声付き／上映時間:67分〉



ろうあ連盟の被害者調査と仲間の励ましをきっかけに、優生政策により凄絶な被害と差別に耐えてきた被害者たちの人生をたどる映画を上映します。

▲予告編 (YouTube)

主催:一般社団法人滋賀県ろうあ協会・きょうされん滋賀支部

後援 (申請中): 滋賀県、栗東市 他

特別公演

誰もが人間としての
尊厳を守られる社会に

〈手話通訳・要約筆記あり〉

講師



吉野 幸代氏
旧優生保護法裁判を
支援する
福岡の会事務局長



朝倉 典子氏
元原告 (仮名)

裁判で意見陳述されたり、原告・家族を支えてこられた全日本ろうあ連盟理事でもある吉野氏と原告である朝倉氏から、裁判を通して感じたこと、最高裁判決以降の国の動き、未来に向けた願いなどをうかがいます。

日本には、1948年から1996年にかけて、障害のある人が子どもをつけないよう、強制不妊手術を行えることを規定した「優生保護法」が存在していました。法の廃止後、過去に行われた手術に対し、国家賠償請求訴訟が全国各地で提起され、2024年7月、最高裁大法廷はこの法律が憲法違反であると判断し、国に賠償を命じるという歴史的な判決をくだしました。

この判決を受け、国は原告へ直接謝罪し、同年9月、原告団・弁護団・優生連（優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会）と国との間で、優生保護法問題の全面解決をめざす基本合意を交わしました。そして10月に補償法が成立し、2025年1月から施行に移されています。

滋賀県では、わかっているだけで387件（同意なし含む）の強制不妊手術が行われていますが、補償金の認定は13件に留まっています（2025年8月末現在）。最優先すべき課題は、原告をはじめ、声をあげられずにいる被害者に国の謝罪と補償を届け、尊厳と名誉を回復することです。被害者の多くは後期高齢にあり、これらの課題解決は時間との闘いです。私たちは、優生保護法問題を県民の皆さんに知ってもらい、二度と同じ過ちを繰り返さない社会、すべての人の命と権利が守られる未来のために、今フォーラムを開催します。

また、皆様からお預かりする参加費の一部は、優生連の活動支援に協力させていただきます。



上映作品のあらすじ

「元の身体に返して、二人の赤ちゃんを返して」と訴え続けて亡くなった喜美子さん、木工職人の實二さん。いじめと暴力に耐え続けてきた沈黙の幾歳月。ろうあ連盟の被害者調査をきっかけに、仲間の励ましに「差別のない社会を」と提訴を決断された小林さん夫婦。その凄絶な人生をたどります。そして各地で沈黙を破って自分を語り始めた被害者の証言、共に歩む仲間の訴えを紹介します。

制作・著作：映画『沈黙の50年』制作委員会
監修：一般財団法人全日本ろうあ連盟



映画公式サイト▶

参加費〈協力金〉 〈一般〉1,000円 〈中高生〉500円 〈小学生以下〉無料

参加申込方法

〈直接申し込む〉

下記、一般社団法人滋賀県ろうあ協会、きょうされん滋賀支部、きょうされん滋賀支部会員事業所に直接お申し込みください。

〈Webで申し込む〉 <https://shiga-kyosaren.net/>

きょうされん滋賀支部のホームページで詳しい参加申込方法をご案内しております。そちらをご覧ください、申込フォームからお申し込みください。

※お申し込み後のキャンセルはご遠慮ください。

※各部、参加人数に限りがありますので、売り切れの場合はご了承ください。



滋賀フォーラム
案内ページ
(きょうされん滋賀支部
ホームページ内)

会場へのアクセス

栗東芸術文化会館SAKIRA(さくら) 栗東市縄二丁目1番28号 電話 077-551-1455

(電車の場合)JR琵琶湖線「栗東駅」東口より約400m(徒歩約5分)

(車の場合)会場に隣接した駐車場(有料)有り。駐車台数1,102台(内、身障者専用21台)



▲会場GoogleMAP

参加申込・お問い合わせ先

一般社団法人滋賀県ろうあ協会

草津市大路2丁目11-33

メール deaf-shiga@oregano.ocn.ne.jp

きょうされん滋賀支部

近江八幡市安土町上豊浦1118

電話 0748-46-5528

メール shiga@kyosaren.or.jp

きょうされん滋賀支部

会員事業所

県内99箇所の事業所でも
受付しています。

会員事業所一覧▶



令和7年度湖南圏域

アディクション関連問題研修会

地域支援者のための依存症支援

～支援者が知っておきたい基礎知識～

12/11 (木) 10:00 ~ 12:00

滋賀県南部健康福祉事務所

(草津保健所) 3階大会議室

近年、アルコールを含むアディクション（依存症）の問題を抱える本人やご家族が増加しています。

本研修会では、長年にわたり第一線で依存症患者および家族に向き合ってきた柴崎守和先生を講師にお迎えし、地域支援者として知っておきたい基本的な知識ならびに支援における関わり方や対応の工夫についてお話しいたします。

依存症支援を医療現場で長年支援を続けていられている柴崎院長先生の熱いお話から依存症問題について学び、共に考える機会にしたいと思います。

現在依存症のケースを担当している方のみならず、今後関わる可能性があるかもしれない方、関心のある方、確認したい方などどなたでも是非お気軽にご参加ください。

講師：柴崎 守和 医師
(湖南病院 病院長)

講師プロフィール

長年アルコールをはじめとする依存症全般の治療に真摯に取り組んでこられた精神保健指定医であり、現在湖南病院病院長。

前職の滋賀県立精神医療センターでは依存症治療はもちろん医療観察法病棟の司法精神科部長としてもご勤務され、複雑な背景を持つ方々や支援を難しさを感じるケースにも常に丁寧に向き合ってくださいました。

困難なケースに対しても、また支援に悩む支援者にも、あたたかく穏やかに包み込むように寄り添ってくださる先生です。

プログラム

- ・草津保健所の依存症支援状況について
- ・講演「地域支援者のための依存症支援
～支援者が知っておきたい基礎知識～」
- ・質疑応答

対象

湖南圏域で精神保健医療福祉業務に従事する方

申し込み方法

定員 25名

★申込用紙を記載の上、下記にFAXかメールをお願いいたします。

×切 11月28日(金)

お問い合わせ

滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）

地域保健福祉連携係 山村

TEL：077-562-3534 FAX：077-562-3533

Mail： ea30400@pref.shiga.lg.jp

申し込み先：

FAX 077-562-3533 (送信票不要)

メール ea30400@pref.shiga.lg.jp

草津保健所 地域保健福祉係 山村宛

令和7年度湖南圏域アクション関連問題研修会
申込書

※締め切り：11月28日(金)

フリガナ 氏 名	職 種

ご参加ありがとうございます。

依存症問題で気になることや講師への質問等がありましたらご自由にご記載ください。

令和 年 月 日

所 属 (_____)

申 込 者 (_____)

電 話 (_____)



匠工房グループ

ミライのなりたい自分へ!!
いっしょにワクワク
仕事しよう♪

日中一時支援もご利用可能です

就労継続支援B型事業所
atelier ひまわり

『atelierひまわり』は障がいがある方の
“働くって楽しい♪”を
応援する就労支援B型事業所です。

ワクワク楽しくをスローガンに。
私たち支援員も利用者さんのペースに合わせて
サポートさせていただきますので、
ご安心して働くことができます。

株式会社ミライエは利用者さんの
未来をつくるお手伝いをします。
未来の希望をかなえましょう♪



株式会社ミライエ

就労継続支援B型事業所 atelier ひまわり

Mail: info@miraie-t.ne.jp

住所：〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目19-13-3F

電話・FAX：077-567-7890

JR草津駅から徒歩5分

在宅ワークもあります

対象：精神障害・知的障害・発達障害

『日中一時支援』始めました!♪

『日中一時支援』とは?

障がい者を日中一時的に受け入れ、活動の場を提供し、
見守りを実地する事業です。

ご家族の方の就労支援・介護負担の軽減など、
一時的な休息を図ることを目的としています。

“自由に伸び伸び”と“楽しさを感じながら過ごせる”
環境作りを行なっております。

ドリンク、コーヒー
ジュース、お菓子
無料サービス



日中一時支援ご利用の流れ

市町村への認定が必要です。
認定を受けていない方は、市町村へ申請してください

市町村へ支給申請

支給決定（受給者証の発行）

事業所として契約して利用開始

作業終了後も

夕方6時まで利用できます!

おやつ、飲み物がつきます（無料）

営業日時	営業日	月曜日～土曜日		
	営業時間	9時～18時		
料金表 利用料（1回）	0～2時間	250円	4～6時間	500円
	2～4時間	400円	6～8時間	600円

事業所のしょうかい



資格 18歳以上の障がい者手帳・受給者証をお持ちの方

営業時間 9:00～16:00のお好きな時間
ご自身のペースで働ける事業所です。
週1日、1時間からでもOK！職員と相談しながら決めましょう。

休日 日曜祝日・年末年始・お盆・GW（社内カレンダーにより）

工賃 1日1,000円～ +α有・皆勤手当・昇給あります

実績 平均工賃3万5千円

利用者の声



就労支援B型サービスを受け始めて、私の生活には大きな変化がありました。まず、職員との信頼できる関係ができ、自信を取り戻していくことができました。新しいスキルを学び、自分の可能性を確認できたのが少しずつ生き生きとした表情をするようになったと言われました。



仕事を通じてクライアント様からの感謝が直に届く等、仕事に対する評価、レスポンスがダイレクトに帰ってきます。それが続くと徐々に利用回数が増えていき、今ではほぼ休み無しで通所ができ、自信が出てきました。自らの仕事の楽しさを実感しています。

企業からのお仕事あり

仕事を選べる！
可能性がひろがる！

行う仕事の一例

● チラシの折り込みなどの事務作業

体力に不安がある方、立ち仕事が苦手な方でも取り組んでいただけます。

● 気軽にできる軽作業

切手を仕分けたり紙に貼っていく作業です。おしゃべりしながら楽しく作業しています。

● ポスティングなど幅広い業務があります

近隣エリアへのポスティングを行なっていただけます。

就労支援B型ご利用までの流れ



生きる力を育む・第三の居場所

HOPE 2025 SCHEDULE



月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
				誰でも来てね! ☆HOPE開放日☆ ☆子ども食堂☆	1 ☆11/8☆ クリスマスブーツ作り 参加費500円
3	4 フリースクール 10:00~14:00	5 アフタースクール 15:30~18:30 PCで絵を描こう	6 フリースクール 10:00~14:00	7 アフタースクール 15:30~18:30 めっちゃ楽しい☆ おとととモンスター	8 ☆HOPE開放日 10:00~12:00 ♡子ども食堂 12:00~13:00 (無料)
10	11 フリースクール 10:00~14:00	12 アフタースクール 15:30~18:30 花純ちゃん クッキング♡	13 フリースクール 10:00~14:00	14 アフタースクール 15:30~18:30 落ち葉アート☆	15
17	18 フリースクール 10:00~14:00	19 アフタースクール 15:30~18:30 草津市発祥☆ クリスマスブーツ 作り	20 フリースクール 10:00~14:00	21 アフタースクール 15:30~18:30 めっちゃきれいな☆ キラキラホルダー 作り☆	22
24	25 フリースクール 10:00~14:00	26 アフタースクール 15:30~18:30 身体を使って 遊ぼう!!!	27 フリースクール 10:00~14:00	28 アフタースクール 15:30~18:30 オリジナル☆ うどんつくり♡	29

- 当スクールの対象：小学生～中学生
- 保護者の方の就労の有無に関わらず、ご利用いただけます。
- フリースクールHOPEでは、草津市・守山市立小中学校で出席扱いになります。
- オンラインでも登校できます。
- 大津・草津・守山市では、利用料補助があります。
- 学習支援も行っています。



ご相談、体験のお申込みは ⇒ <https://kmp-kusatsu.org/contact.html>
 (下記 QRコード)



認定NPO法人 くさつ未来プロジェクト

フリースクール&アフタースクール HOPE

〒525-0032 滋賀県草津市大路一丁目19-13

TEL: 090-1447-7590 気軽にお問合せください ▶▶

＼詳細はwebサイトにて！／



生きる力を育む・第三の居場所

HOPE 2025 SCHEDULE



月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2 フリースクール 10:00~14:00	3 アフタースクール 15:30~18:30 クリスマス・ オーナメント 作り	4 フリースクール 10:00~14:00	5 アフタースクール 15:30~18:30 大人気! ケンケン先生 走り方教室	6 誰でも来てね! ☆HOPE開放日 ☆子ども食堂☆
8	9 フリースクール 10:00~14:00	10 アフタースクール 15:30~18:30 花純ちゃん クッキング♡	11 フリースクール 10:00~14:00	12 アフタースクール 15:30~18:30 クリスマス ローズウィンドウ づくり♡	13 ☆HOPE開放日 10:00~12:00 ♡子ども食堂 12:00~13:00 (無料)
15	16 フリースクール 10:00~14:00	17 アフタースクール 15:30~18:30 クリスマス ローズウィンドウ づくり♡	18 フリースクール 10:00~14:00	19 アフタースクール 15:30~18:30 めっちゃきれい☆ キラキラホルダー 作り☆	20
22	23 フリースクール 10:00~14:00	24 ウィンタースクール 10:00~14:00 KMP☆子ども ロケット教室	25 ウィンタースクール 10:00~14:00 クリスマス パーティー♡	26 ウィンタースクール 10:00~14:00 もうすぐお正月	27
29	30 12/12 & 17 ローズウィンドウは 大人参加可 1000円	31			

★ウィンタースクール特別企画★ やったことのないことをやろう!

12/24(水) ロケット体験教室

小さな成功を積み重ねることで、
未来への自信が湧いてくる!

- 保護者の方の就労の有無に関わらず、ご利用いただけます。
- フリースクールHOPEでは、草津市・守山市立小中学校で出席扱いになります。
- オンラインでも登校できます。
- 大津・草津・守山市では、利用料補助があります。
- 学習支援も行っています。



ご相談、体験のお申込みは ⇒ <https://kmp-kusatsu.org/contact.html>
(下記 QRコード)



認定NPO法人 くさつ未来プロジェクト
フリースクール&アフタースクール HOPE

〒525-0032 滋賀県草津市大路一丁目19-13
TEL: 090-1447-7590 気軽にお問合せください ▶▶

＼詳細はwebサイトにて！／





2025年
11/8 (土) 12/13(土)

2026年
1/17 (土) 2/14(土)

12:00-13:00

無料

参加自由

草津駅から
徒歩

5分



草津市大路1丁目19-13
みんなの居場所HOPE

共に育む★支援を募集しています

家に帰って親がいない子ども：40%
子どもは、人との関わりで育ちます。
あなたの応援が、子どもに、あたたかな食卓を届け、
学び、生きる力を育てます。共に育みましょう。



HOPE

マンスリー サポート

500円からの支
援、マンスリーサポ
ーター募集中です！



ボランティア

あなたの笑顔や声か
けが、子どもたちの
安心になります



あなたの笑顔や声かけが子どもたちの安心になります



子どもの見守り
してほしいなあ



お散歩一緒に行っ
てほしいなあ



料理づくりの
サポートしてほし
いなあ



子どもと一緒に
遊んでほしいなあ



子ども食堂の野菜等食材の寄付お待ちしております！

「できること」で誰かが笑顔になります♡

「あなたの力」が子どもたちの希望になります♡



認定NPO法人 くさつ未来プロジェクト

みんなの居場所 HOPE

〒525-0032 滋賀県草津市大路一丁目19-13

気軽にお問合せください ▶▶

＼詳細はwebサイトにて！／



令和7年度 県育成会研修会

先着120名
締切11月27日(木)
(事前予約制)

中央情勢報告 & 地域生活移行について

[日時] ▶▶ 令和7年12月4日(木) 午前の部10:00~12:00
午後の部13:00~14:30

※会場は、飲食禁止(水分補給は可)です。昼食持参された方は、2階~5階のエレベーター前のオープンスペース等をご利用ください。

[会場] ▶▶ 草津市市民総合交流センター (キラリエ草津) 6階大会議室
草津市大路2丁目1番35号 TEL (077-561-7700)
JR琵琶湖線「草津駅」東口から徒歩5分
駐車場ありますが、満車になることが多く、出来るだけ公共交通機関をご利用ください。

[内容]

10:00~12:00 講演 中央情勢報告

講師(一社)全国手をつなぐ育成会連合会

常務理事兼事務局長 又村 あおい



又村 あおい 氏

13:00~14:30 地域生活移行の課題について

そもそも入所施設とグループホームの違いって？

地域で生活するための社会資源は不十分では？

株式会社の事業所は、お金儲け優先と聞くので不安なんだけど...

皆さんの疑問に又村氏がお答えします



ここからでも申込みます

今、知りたい内容です。ぜひお越しください！

参加費：育成会会員 無料(後日動画配信あり)
会員外 500円(当日徴収・資料代)
資料+DVD希望 1,000円

参加申込み
お問い合わせ

公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会

〒520-0044 滋賀県大津市京町4丁目3-28 滋賀県厚生会館内

TEL/FAX 077-523-3052

MAIL shiga-ikusei@world.ocn.ne.jp

令和7年度 県育成会研修会 参加申込書

開催日時：2025年12月4日(木) 10:00~12:00 13:00~14:30

テーマ：中央情勢報告&地域生活移行について

☆メール申込の際は、件名を【県育成会研修会 申込み】と明記してください

☆FAX申込みも可能です。

申込日 月 日

お名前 (ふりがな)			
育成会・所属等			
メールアドレス： ※育成会会員で、後日動画配信(1カ月のみ)希望の方は、URLを送るので、必ずパソコンのアドレスを記入してください。			
送付先住所 〒 (下記参加方法③の方は必須)			
緊急連絡時の電話番号：			
※ 電話番号は確実に申込み者につながる携帯電話番号をお願いします。			
参加方法の選択 (いずれかに○)	申込 ×切	資料+DVD希望 1セット 1000円	参加費等 合計
① 会場参加 (育成会会員・無料)	11月 27日 (木)	追加DVDの希望 (いずれかに○)	合計
② 会場参加(資料代) (会員外 500円当日徴収)		あり(本)	_____ 円
③ 後日DVD購入(資料集と DVD) 1,000円		なし	振込日 _____ 月 _____ 日

【参加費振込先】必ず参加費を先に振り込んでから申込書を提出してください。

- ◎ その際、振込日を忘れずに記載してください。受付証の発行はしません。
- ◎ 受領確認できない場合にのみ連絡します。
- ◎ 原則として、振込後の返金は不可。

郵便振替口座 01070-8-83321

加入者名：公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会

郵便局に備え付けの青色の振替用紙にてお願いいたします。通信欄には DVD 希望とご記入の上、ご依頼人の欄に住所、氏名等をご記入ください。(振込手数料はご負担ください)

【申込み・お問い合わせ先】 滋賀県手をつなぐ育成会事務局 (担当:石黒)

・Eメール shiga-ikusei@world.ocn.ne.jp

・電話/ FAX 077-523-3052

◎当日の研修に向けて取り上げてもらいたい内容やご質問がありましたら、県育成会にメールまたはFAXでご連絡ください。

本人も家族も自分らしく 暮らせるために

～家族まるごと支援とは～

参加費
無料

精神保健医療福祉は、本人への医療的なアプローチが中心で、その家族はケアラーとして、投薬管理や精神的な支えと経済的な支え、福祉サービスへの補助など、たくさんの役割が課されているため、その家族もまた疲弊し地域から孤立しがちになる現状があります。親・兄弟・パートナー・子どもいろいろな立場のケアラーそれぞれが、SOSを出していい地域社会をめざして、「家族まるごと支援」について、一緒に考えてみませんか。

令和 **7** 年 **11** 月 **30** 日 日
13:30 ~ 16:00 受付 13:10 ~



講師 佐藤 純 先生

会場

市民総合交流センター
キラリ工草津 4F 401 会議室
草津市大路2丁目1-35 (草津駅東口より徒歩5分)

【定員】

60名(申込順)
事前申込で定員に満たない席数のみ当日受付します。

【内容】

講演会

【お申込】

事前お申込が必要です。
申込書(裏面)にご記入のうえ、FAXまたは
メールかお電話にてお願いいたします。

【主催】

草津市精神障害者家族会ひまわりの会

【共催】

草津市

【後援】

NPO法人草津市中心身障害児者連絡協議会
社会福祉法人草津市社会福祉協議会
草津市民生委員児童委員協議会
NPO法人滋賀県精神障害者家族会連合会(鳩の会)
びわ湖放送株式会社



講師プロフィール 佐藤 純先生 (さとうあつし)

Carer and family support きょうと 代表

京都ノートルダム女子大学 客員教授

一般社団法人ジャパンファミリーワークプロジェクト 代表理事

公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会 理事・家族相談担当

資格

精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士

略歴

1988年6月～2006年3月 京都府職員(精神保健福祉相談員として精神保健福祉センター・保健所に勤務)

2006年4月～2025年3月 京都ノートルダム女子大学(教員として精神保健福祉士養成を担当)

2025年4月～ Carer and family support きょうと 代表

ひまわりの会宛

TEL/FAX: 077-564-3886

PC メール: Seisinhimawari1990@gmail.com

申込期間 11月1日(土)～11月21日(金)

精神保健啓発事業参加申込書

申込書にご記入のうえ FAX またはメールか電話でお申込みください。

申込代表者 氏名		他.....人
代表者の 連絡先	☎	Fax
代表者以外 出席者氏名		
所属団体・機関		
備考		

※ご記入いただいた個人情報はこの事業に関する目的以外で使用することはありません。

お問い合わせ：草津市精神障害者家族会ひまわりの会 事務局（吉村）090-5644-7660

草津市障害児（者）自立支援協議会

障害者差別解消・合理的配慮等にかかる
取組について

令和7年11月14日

滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課
企画・共生推進係



1 共生社会の実現に向けた法整備の動き



共生社会の実現に向けて
私たちも取り組んでいます

一人ひとりが気づく、知る、ちがいを認めて共に暮らす。

滋賀県 共生条例 [検索](#)

共生社会の実現に向けた法整備の動き

【ポイント】

- ・「障害の社会モデル」の考え方を取り入れる。
- ・合理的配慮の否定（しないこと）も障害者差別に当たると規定

H18(2006)12月	第61回国連総会において 障害者権利条約 採択
H19(2007) 9月	日本による障害者権利条約への署名
H23(2011) 6月	障害者虐待防止法の成立
H23(2011) 8月	障害者基本法改正：第4条「差別の禁止」を規定
H24(2012) 6月	障害者総合支援法の成立
H25(2013) 6月	障害者差別解消法 の成立／障害者雇用促進法の改正
H26(2014) 1月	国連の 障害者権利条約 を批准
	2月 障害者権利条約を発効
H28 (2016) 4月	障害者差別解消法 施行／改正障害者雇用促進法の施行
H31 (2019) 4月	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 施行
R5 (2023) 12月	滋賀県手話等をはじめとする障害の特性に応じた言語 その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例 施行
R6 (2024) 4月	改正障害者差別解消法 施行

2 障害者差別解消法と

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の概要



共生社会の実現に向けて
私たちも取り組んでいます

一人ひとりが気づく、知る、ちがいを認めて共に暮らす。

滋賀県 共生条例 [検索](#)

□障害者権利条約

➤ ポイント

1. 「障害の社会モデル」の考え方を示す
2. 合理的配慮の否定も障害者差別に当たることを示す

□障害者差別解消法の概要

➤ 目的

障害者差別解消の推進による共生社会の実現

■差別の禁止

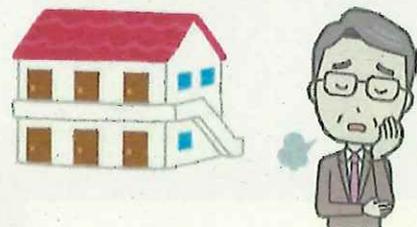
	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等		
民間事業者		

不当な差別的取扱い

【不当な差別的取扱いとは】

誰もが納得できる理由や、やむを得ない理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。

アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。



盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



障害のある人は保護者や介助者が一緒に来ないと窓口対応しないとされた。



本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

Ⅰ 基本的事項

前文

※前文とは・・・その条例の由来や経緯、その基本原理を述べる部分です。

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務である。

滋賀でそのような社会の実現を目指した先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見だし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺(のこ)した。この思想は時を経て滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出してきた。

一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待事案が発生し、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできたが、依然として人権侵害や生活上の制約を受けている障害者が存在する。さらに、人と人との絆(きずな)が薄れつつある社会にあって、社会保障の狭間で困難な暮らしを余儀なくされ、また、周囲の無関心や無理解により孤立する人々が存在しており、共生社会の実現は道半ばにある。

障害者の権利に関する条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進しなければならないことを示すとともに、障害の社会モデルに立脚し、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であることを示した。これは、福祉の実践を通じて社会を変えようとした滋賀の先人の思想に通じるものである。

私たちは、改めて障害を理由とする差別の解消を誓うとともに、先人の思想を道しるべとし、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに社会を変革する命の輝きがあることを信じて、滋賀の地に県民の共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意し、ここに滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定する。

Ⅰ 基本的事項

定義

- 障害者・・・身体・知的・精神障害（発達障害を含む。）、**難病に起因する障害**
その他の心身の機能障害があり、
障害および社会的障壁により継続的または**断続的**に日常・社会生活に相当な
制限を受ける状態にある者
- 障害を理由とする差別・・・「正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として
障害者に対して行う行為（**11分野とその他**）」＋「合理的配慮
の不提供」・・・障害者権利条約等を踏まえたもの

- ①教育分野 ②労働・雇用分野 ③商品の販売またはサービスの提供分野
- ④福祉分野 ⑤障害福祉分野 ⑥医療分野 ⑦建物・公共交通分野
- ⑧不動産取引分野 ⑨地域活動分野 ⑩情報の提供分野
- ⑪意思表示の受領分野 ⑫その他の分野

●**障害の社会モデル**



要点 👍 障害の捉え方を「障害の社会モデル」に！

重要

障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方

➡ 障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である。

社会の様々な障壁＝社会的障壁

物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのことを言います。

制度的なバリア

社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのことを言います。

4つのバリア

文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために必要な情報が平等に得られないバリアのことを言います。

意識上のバリア

周囲から心無い言葉、差別、無関心など、障害のある人を受け入れられないバリアのことを言います。障害に対する誤った認識から生まれます。

医学モデル

医学モデル
の考え方

障害は個人の心身機能の障害によるもの

「耳が聞こえないから」
「耳に障害があるから」

**Aさん自身が努力しても解決
できない問題**



障害の社会モデル

障害の社会
モデルの
考え方

障害は、社会に多様な人がいることを考えずに作り出された社会的障壁によって生み出されるもの

「スピーカーの近くに席を移動できる」
「イヤホンを使用して別室で受験できる」

周りの人の行動や環境の
整備で解決できる！



II 障害を理由とする差別の解消(R1. 10. 1施行)

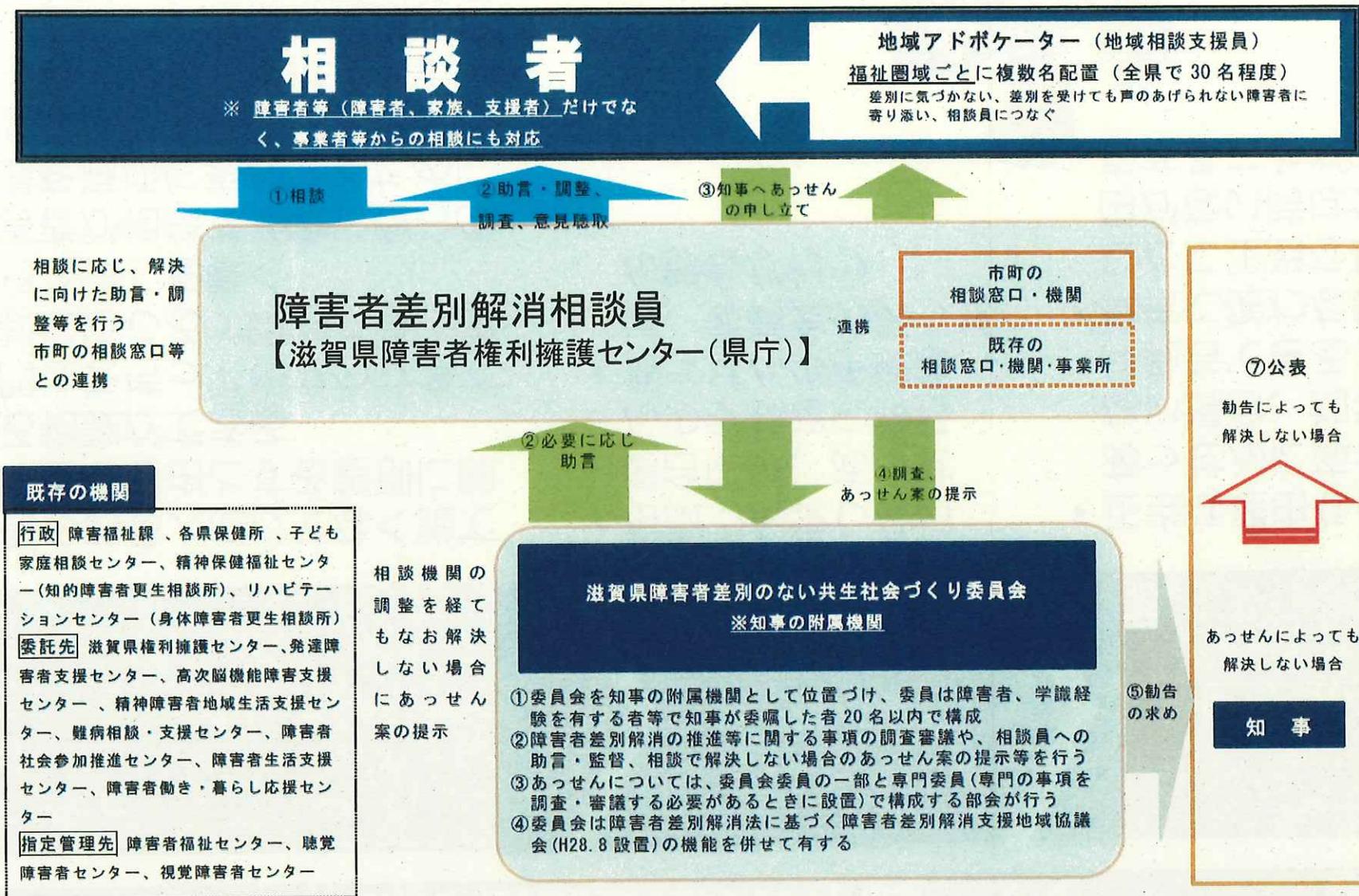
何人も障害を理由とする差別をしてはならないことを規定

⇒ **上乘せ・横出し条例**

	差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法律上の義務	法律上の義務
民間事業者	法律上の義務	(条例制定時) 条例上の義務 (法改正後) 法律上の義務
個人	条例上の義務	条例上の義務

III 差別に関する相談・解決のための体制

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 相談・解決の仕組みイメージ図



III 差別に関する相談・解決のための体制

相談

- 障害のある人だけでなく誰でも障害を理由とする差別に関する相談ができる
- 専門性を持って中立の立場で相談に応じる「**障害者差別解消相談員**」を置く
- 障害者が相談する際に自らの立場を適切に表明するために必要な支援を行う「**地域相談支援員（通称：地域アドボケーター）**」を福祉圏域ごとに置く

あっせん申立

- 相談で解決しない場合には、あっせんの手続きに移行
- あっせんの手続きは、委員会のあっせん部会が行う

勧告・公表

- 正当な理由なくあっせんに応じない場合、知事は勧告できる
- 勧告に従わないことに正当な理由がない時は公表することがある



要点



「地域相談支援員（地域アドボケーター）」の設置

【課題】

差別に気づかない、差別があっても声をあげられない。

障害当事者への
気づき、支援
のために



自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁（サポート）するなど、障害者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を担う「地域相談支援員」を設置（滋賀県独自規定）

3 滋賀県手話等をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による 意思疎通等の促進に関する条例

(手話等による意思疎通等促進条例の概要)



共生社会の実現に向けて
私たちも取り組んでいます

一人ひとりが気づく、知る、ちがいを認めて共に暮らす。

滋賀県 共生条例 [検索](#)

条例の目的

令和5年12月施行

この条例は、障害の特性に合った方法での意思疎通等を進め、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会(共生社会)の実現を目指して制定された。

この条例に先立ち、障害を理由とする差別をなくし、共生社会の実現を目指して、平成31年(令和元年)に「**滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例**」が施行



「手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」の定義

▶「障害の特性に応じた言語その他の手段」とは??

手話、筆談、点字、拡大文字、手書き文字、触手話、指点字、平易な言葉、実物または絵図の提示または手渡し、身振り、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳、代読、代筆、盲ろう者向け通訳、字幕、代用音声、文字盤、重度障害者用意思伝達装置、その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段。



言語を含む多種多様な意思疎通、情報取得・利用のための手段を条例に規定している。

その種類の多様性を伝えるために例を多く挙げている。

「手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」の定義

▶「障害の特性に応じた言語その他の手段」とは??

つまり・・・

◆意思疎通等の手段は多種多様でひとりひとり異なる。

例：聴覚障害がある方でも、ろう者と難聴者では意思疎通等の手段は異なる。

◆「どのくらいの障害か」、「いつからの障害か」などによって、意思疎通や情報の取得、利用のための方法や配慮の方法等は異なる。

◎ひとりひとりの状況に合った配慮が必要。

条例の基本的な考え方①

障害の特性に合った方法で意思疎通等を進めるときは、
次のことをよく理解して行う。

- ①障害のある人が自分の意思で行う、障害の特性に合った方法による意思の表示を尊重することが大切であること。



条例の基本的な考え方②

障害の特性に合った方法で意思疎通等を進めるときは、
次のことをよく理解して行う。

②手話は、独自の体系を有する言語であり、毎日の生活で
手話を使うろう者が大切に受け継いできた文化である
ことを理解することが大切であること。



条例の基本的な考え方③

障害の特性に合った方法で意思疎通等を進めるときは、
次のことをよく理解して行う。

③障害の特性に合った方法で意思疎通等を進めることは、
障害のある人にとってもない人にとっても、円滑な意思
疎通や情報の取得・利用に役立つこと。



4 共生社会づくり条例施行後の取組について

- ・ 条例の普及・啓発活動
- ・ 地域アドボケートの選定・研修
- ・ 相談事案の対応状況



条例施行後の取組

1-① 普及・啓発活動【令和6年度実績】

①条例フォーラムの実施（令和6年9月13日 栗東市芸術文化会館さくら）
参加者70人

- ・第1部 基調講演「障害のある人もない人も“ともに働く”ために」
講師：NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 氏
- ・第2部 シンポジウム
川相商事株式会社滋賀支社
障害者雇用担当 企業在籍型職場適応援助者 倉場 眞弓 氏
滋賀障害者職業センター 上席障害者職業カウンセラー 澤田 夕香 氏
コーディネーター：滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 氏

②出前講座等 障害当事者や専門家を講師派遣 57回
うち、31回は滋賀県手をつなぐ育成会に委託し、**知的・発達障害疑似体験**の研修を実施

③合理的配慮の助成事業
・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成 10件
※上限額の範囲内で、費用の1/2を助成



④共生社会サポーター
・条例の理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を対外的に示すためのステッカー配布 73事業所【令和6年度末時点】



感覚鈍麻
手先の不器用さ

言葉の可視化
抽象的な言葉は理解しにくい



こんな体験をご用意しています
(60分程度・所要時間相談)

シングルフォーカス
興味あるものに集中してしまう



聴覚過敏
1つの音を聞き分けるのが苦手



などなど...

条例施行後の取組

1-② 普及・啓発活動【令和7年度実施】

① わたSHIGA輝く国スポ障スポ2025 における啓発

○開閉会式会場の「おもてなSHIGAエリア」に障害理解を深める体験ブースを出展し、来訪者に対して啓発した。

- ・ 知的・発達障害の疑似体験
- ・ 車いす体験
- ・ 点字体験
- ・ 啓発物品等の配布 等



○当課と県健康医療福祉部内の医療福祉推進課と健康しが推進課が連携してスタンプラリーを実施し、3ブースの体験を行いスタンプを集めるとクッキーがもらえる企画を実施。

○参加者数

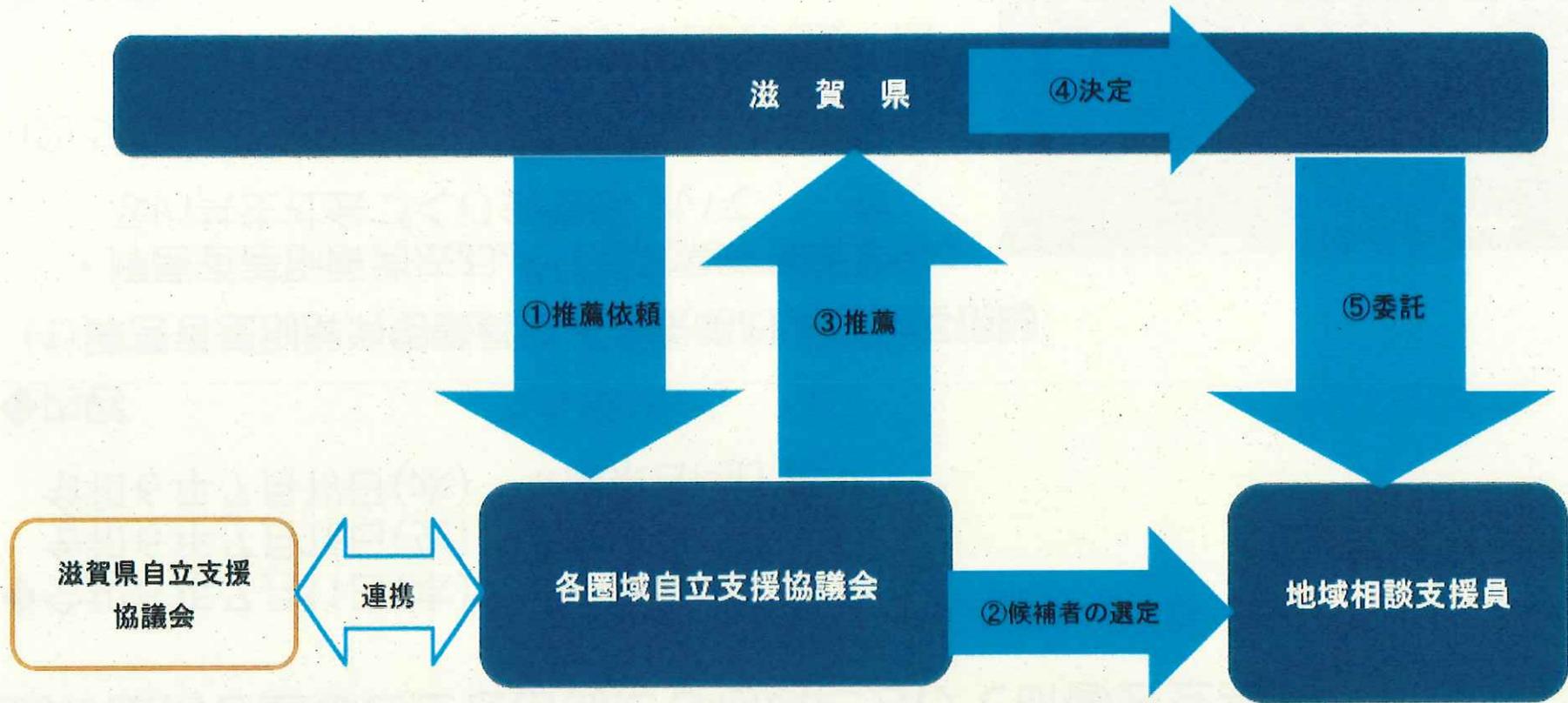
- ・ 国スポ開会式 (R7. 9. 28) 約250人
- ・ 障スポ閉会式 (R7. 10. 27) 約400人



②出前講座、合理的配慮の助成事業、共生社会サポーター等による啓発事業を令和7年度も継続して実施している。

2-① 地域相談支援員（地域アドボケーター）

地域相談支援員の選任 イメージ図



■ 現在の任期：令和7年10月1日から令和9年9月30日まで（4期目）

条例施行後の取組

2-② 地域アドボケーター、市町担当者合同研修会【令和6年度実績】

地域アドボケーターの技能向上、相互の連携および相談員・市町との連携の強化を図ることを目的に3地域に分けて研修会を実施。

- ◆令和6年7月11日(木) ≪甲賀合同庁舎≫
- 令和6年7月16日(火) ≪県庁≫
- 令和6年7月17日(水) ≪湖東合同庁舎≫

◆内容

(1) 障害者差別解消相談員による説明および動画視聴

- ・ 障害者差別解消法および滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について 他

(2) グループミーティング

- ・ アドボケーター活動に関する意見交換 他

◆参加者

- ▶ アドボケーター 23名
- ▶ 相談員・行政職員 10名



5 相談事案への対応について

相談対応状況

個別事案への対応



共生社会の実現に向けて
私たちも取り組んでいます

一人ひとりが気づく、知る、ちがいを認め、共に暮らす。

滋賀県 共生条例 [検索](#)

相談対応状況

相談事案の対応状況

■相談窓口 滋賀県障害者権利擁護センター（県障害福祉課内）
障害者差別解消相談員 2名

① 新規受付相談件数

(単位:件)

	R1 (下期)	R2	R3	R4	R5	R6	合計
新規受付件数	58	88	85	90	79	73	473

② 相談者の属性

(単位:件)

相談者	R1 (下期)	R2	R3	R4	R5	R6	合計
本人(当事者)	31	35	46	40	49	51	252
家族	2	12	25	16	10	8	73
地域アドボケーター	11	17	2	11	4	7	52
支援者	2	2	4	7	1	3	19
関係者	4	7	5	6	4	1	27
事業者	3	5	7	2	4	1	22
行政(市町他)	5	15	5	8	9	5	47
その他	0	0	0	2	0	0	2
合計	58	93	94	92	81	76	494

※複数の属性に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致しない。

個別事案への対応

1. 公衆浴場における車いす利用者の入店拒否【事業者との相互理解が図れたもの】

【申出内容（趣旨）】

- ・車いす利用者の妻と公衆浴場に行ったところ、入浴を拒否された。
- ・妻はこれまでは問題なく入浴できていた。

【申出者からの聞き取り】

浴室までは車いすで入らないにもかかわらず、脱衣場で従業員から「車いすでは入れない。もう来ないでほしい。」と言われた。

【事業者からの聞き取り】

当日勤務していた従業員に確認したが、そのような発言をした者は確認できず、従業員以外の者の発言の可能性もある。

今後も相談者の利用を希望する。

【施設との確認事項】

外用の車いすでの入館であれば、衛生面からタイヤ等を消毒する等の対応をする。また、他の入浴者との接触防止のため、脱衣所に車いすを置いて入浴すること、浴室内の移動では杖を使用しても構わないことを確認。

【対応にあたって】

車いす利用者の入浴を拒否する旨の発言を行った者の特定はせず、相談者が今後も当該施設を利用できることを優先し調整した。

調整の結果、相談者は引き続き施設を利用できることはもちろん、相談者と施設の双方が納得し、今後のトラブルに繋がらないよう、利用方法等について確認した

施設との調整結果を相談者に伝え、相談者は了承し、対応に感謝する旨の連絡があった。

個別事案への対応

2. 車いす利用者のバス乗車に関する相談【アドボケーターを通じた相談】

【申出内容（趣旨）】

- ・バス停でバスを待っていたところ、ヘルパーに向かって、友達と話すかのような言葉遣いで移動するよう運転手に言われた。
- ・車いす表示のあるノンステップバスにもかかわらず事前に連絡するよう強い口調で言われた。

【事業者からの聞き取り（運転手の意図）】

- ・移動するよう伝えたのはスロープを出すスペースの関係上、乗車しやすくなるよう案内したため。
- ・言葉遣いについて、障害者差別の意図はないが不適切であり申し訳ない。
- ・事前連絡がなくとも基本的には乗車できるが、社内における情報共有や複数の車いす利用者がある場合の対応、運行変更の可能性などを考慮した発言であった。

【結果概要】

地域アドボケーターに対応の概要を共有するとともに、その後、相談者が当該バスを利用した際には、丁寧に対応された。また、事前に乗車連絡を入れたバスより1本早いバスに乗ることとなったが、特に何も言われずに乗車することができたとのこと。

【所感】

- ・障害者差別をする意図はないと考えられるが、ヘルパーではなく車いす利用者本人に対して、丁寧に説明する必要があった。
- ・移動を促したことについては、運転手による合理的配慮の提供によるものと考えられる。
- ・事前連絡については、連絡がなくとも乗車が可能であるが、バス会社が安全かつ円滑に対応をするためには事前連絡があった方がよいという趣旨であり、車いす利用者の安全なバスの乗車のためという面もあり、建設的な対話により相互理解を深めることが期待される。

3. 理容店における来店拒否【他県との連携を図った事案】

【申出内容（趣旨）】

- ・本部が県外A県のため、県内B市から対応を要請されたもの。
- ・市内在住の車いす利用者が過去に何度も利用している理容店を利用した際、体幹が揺れて整髪がしづらいため、同行した父親に暴言を吐き、今までどおり整髪されなかった。
- ・このことを父親が県外の本部にメールしたところ、本部から来店を拒否する旨の返信があった。

【県の対応①】

滋賀県からA県に聞き取り等の対応を依頼した。

【A県による聞き取り】

- ・はさみを使う危険が伴うため安価な料金設定にも関わらず、複数人で対応してきた。暴言等の事実はないのに暴言があったとするメールがあったため、社員の一人が入店を拒否する旨の返信をした。返信後反省しているとのこと。
- ・A県から障害者差別解消法等について周知。

【県の対応②】

- ・県としてもB市の店舗を訪問し、障害者差別解消法や共生社会づくり条例の趣旨、障害特性等を説明し、今後は適切に対応するよう改めて確認をした。
- ・その際、県外の本部マネージャーも同席された。

4. 不動産の内覧拒否【不動産業者への周知】

【申出内容（趣旨）】

- ・不動産業者に内覧を申し込んだところ、障害年金を受給していることを理由に内覧を断られた。
- ・相談者は当該不動産業者に仲介を依頼するつもりはないが、気持ちが収まらないため相談した

【不動産業者への聞き取り】

- ・当該店舗に聞き取りを行ったところ、不動産のオーナーが収入面を考慮して内覧を断ったが、障害を理由に断ったものではないとのことだった。
- ・店舗の担当者は障害者差別解消法があることは知っているが、合理的配慮や県の条例について知らないと回答。

【県の対応】

- ・相談者は当該店舗に仲介を依頼するつもりはないとの意向であるが、店舗は法や条例に関する認識が薄いことから、県から資料を送付するとともに、障害を理由に入居を拒否してはいけない旨、改めて周知した。
- ・県庁の関係部署とも情報共有をした。

5. 生活保護に関する不満【頻回・継続案件】

【申出内容（趣旨）】

- ・自身は生活保護受給者であり、以前から在住している市の生活保護行政に不満がある。
- ・過去の生活保護の決定が不満で納得がいかず、市に要望書を提出したが回答がない。

【対応について】

- ・相談内容は生活保護行政の不満であり、障害者権利擁護センターへの相談になじまないため傾聴に努める。
- ・県や市の生活保護担当課等にも情報を共有している。
- ・令和2年度に初めて相談があり、継続的に電話がかかってくるが、電話がかかってきても毎回同じような内容であり、差別や合理的配慮に関する相談ではない。
- ・一時期は電話の回数が少ないこともあったが、最近はほぼ毎日のように電話がかかってくる。
- ・話を聞いてほしいだけと思われるため、可能な範囲で傾聴を行う。

6. 駐輪場に関する合理的配慮【過剰な要求と考えられるもの】

【申出内容（趣旨）】

- ・ある店舗に買い物に行った際、駐輪場が店舗入り口から離れている。
- ・相談者は肢体が不自由な身体障害者であるが、電動アシスト付き自転車であれば乗ることができる。店舗入り口に近いところに駐輪したいと要望したが、色々な理由を言われて断られる。

【県による現地確認】

- ・当該店舗を訪問し、現地確認を行った。
- ・申し出のあった場所は非常口の前であり駐輪することは困難。また、正規の駐輪場からもそれほど離れていないことを確認した。

【その他】

- ・相談者は、これまでから県庁各課、障害関係団体等に対して自身が障害者であることを理由に様々な要望・苦情等を申し立てているが、過剰な負担を要する要望等もあり実現が難しいことが多い。

7. 入居を予定している障害者への合理的配慮について【障害者への理解】

【相談内容（趣旨）】

- ・不動産の管理人をしているが、仲介業者から全盲の方が入居されるとの情報を得た。どのような配慮をすればよいか。

【対応概要】

合理的配慮の考え方を説明した上で、当事者や家族の要望を聞き建設的に話し合ってもらいたい旨回答した。相談者は了承し、相談したいことがあればまた相談すると言い相談を終了。

【所感】

- ・相談者は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の正式名称を質問するなど、障害福祉への関心が高い。
- ・条例の周知や障害理解への取組は道半ばではあるものの、県民の理解が一定進んでいることがわかる事例。

6 個別事例対応の課題について



共生社会の実現に向けて
私たちも取り組んでいます

一人のとりが気づく、知る、ちがいを認めて共に暮らす。

滋賀県 共生条例 [検索](#)

個別事例対応の課題

1. 事業者の改善が見込まれない場合【喫茶店における車いすの入店拒否】

【申出内容（趣旨）】

- ・令和6年10月に喫茶店（滋賀県内）で車いすでの入店拒否を受けた。
- ・時間をおいて再訪しても同じ結果だった。

【申出者の言い分】

やり取りがあった上で、出来ませんといった対応であればまだしも、車いす、ベビーカーは入店お断りで、門前払いであった。

店側が合理的配慮の義務化について知らず、義務化されたことを伝えても、取り合ってもらえない。

【事業者の言い分】

店舗内が狭いため、車いすでの入店はお断りしている。

家族等と来店される場合は、店舗裏側にあるイトインコーナー（屋外、屋根あり）を案内している。

【ポイント・課題】

事業者は、店内のスペースの広さなどから、物理的には車いすの客でも十分に利用可能であるにもかかわらず、車いすであることを理由に一律に入店を拒否している。

店舗内の机に備え付けの椅子を片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保することは、負担が過重とは言い難く、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮として、事業者の本来の業務に付随するものとする。

しかしながら、条例上のあっせんに進んだとしても事業者の改善が見込まれず、申出者も改善が見込まれないことからあっせん申立はしない。

（参考）

当店は、小学生未満の子どもの入店拒否や口コミサイトで低評価を付けた客に対する攻撃的な返信など、店舗の方針にそぐわない客を受け入れない姿勢を貫いており、「あっせん」による勧告や公表の効果があるか不透明。

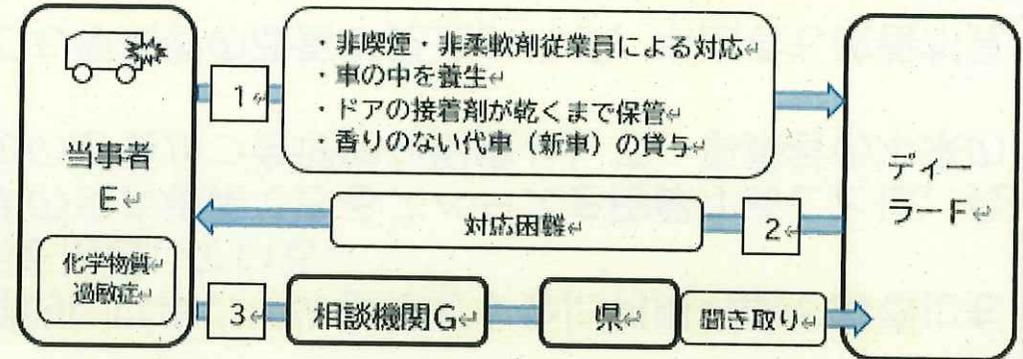
個別事例対応の課題

2. 事業者への加重的負担【車両ドア修理に伴う化学物質過敏症の予防対応】

【申出内容】

- 「化学物質過敏症の症状が出ないよう配慮を求めているだけ」というのが主訴

- 当事者Eが合理的配慮を求める背景となったのは、当事者Eの家族が他車との接触により車を損傷し、バックドア（トランクのドア）の修理が必要となったことである。
- ディーラーFによると、車両の走行には支障がなく、車検も問題なく通る状態であり、見栄えを気にされて修理依頼があったもの。
- 修理にあたって当事者Eは、必ずしも車を購入したディーラーによる修理にこだわっていないもの。



<ul style="list-style-type: none"> 当事者Eが本件において、ディーラーに申し出た合理的配慮は以下のとおり。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の考え
a. 煙草を吸っておらず柔軟剤も使用していない従業員に対応してもらいたいこと	A) ディーラーに確認したところ、このような従業員による対応は難しい。
b. 車の中を養生してもらいたいこと	B) 一般的に不要な工程であるならば、それをディーラーの負担で実施させることは過重的負担である。
c. ドアの接着剤が乾くまでの間預かってほしいこと	C) 本来、修理を終えれば所有者に引き渡すものであることを考えると、それ以降の間、ディーラーにおいて保管するというのは本来業務の付随から外れることから、過重的負担である。
d. 香りのない代車（新車）を貸してほしいこと	D) 性能に近い車両であれば十分であると考えられ、当事者Eの要求に対応できる車両がないとすれば、実現困難な過重的負担である。

個別事例対応の課題

3. 事業者の改善を促していくもの【ネイルサロンにおける延長料金の取扱い】

【申出内容（趣旨）】

・ネイルサロンで施術を受ける際、これまで口話や見本の指差し等によりやり取りをしていたが、今後は筆談ボードを使用するとして通常より施術時間が長時間になることを理由に店の規約どおり追加料金を払うよう求められた。障害者差別ではないか。

【規約の内容（概要）】

通常の施術時間より時間が要する客は予約時にロング料金（2,200円）の追加メニューを選択すること。（①爪の面積が大きい、施術に時間がかかる②怪我、麻痺があり時間を要する③筆談を要する④男性⑤時間がかかると判断した場合）

【事業者の言い分】

規約は施術に時間がかかる全ての人を対象にしていることから障害者差別ではないとして、聞き取り等の対応は拒否。

【書面による通知】

・実際に時間がかかったか否かを問わず延長料金を設定することは障害者差別にあたる可能性があることを説明し、改めて聞き取りを要請。
・後日連絡があった。

【事業者の言い分】

・通常より長い時間枠で予約を受け、予めスタッフの時間を確保していることから、実際に施術にかかった時間での料金の請求は難しい。
・カタログどおりにはいかず都度やり取りが必要であり、筆談をすると通常時間内に終わらない。

【有識者からの主な意見】

・筆談という障害に関連する事由を追加料金の対象とすることは**関連差別**にあたる。
・本人の**コミュニケーション方法に応じた対応**が必要。筆談以外で短縮化する工夫が必要。
・本人に**コミュニケーション方法**を選択し、時間がきたら終了することを説明し、**利用者自身にロング料金を選択するかどうか**選ばせる形にしてはどうか。

障害を理由とする差別の解消に向けた

合理的配慮の提供に係る費用を助成します！

滋賀県では、令和元年10月から「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」により、すべての県民、事業者のみなさまに障害のある人に対する合理的配慮の提供を求めています。誰もが暮らしやすいまちにするために、この助成事業をぜひご活用ください。

1 制度を利用できる団体

- ①お店など民間の事業者
- ②自治会など地域の団体
- ③サークルなどの民間団体



2 助成の対象となるもの

合理的配慮が簡単に提供できるようにするためのもので、以下に当たるもの。
上限額の範囲内で、費用の1/2を助成します。



3 助成制度利用の流れ



※予算がなくなり次第終了となりますので、申請はお早めをお願いします。

《お問い合わせ》

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・共生推進係

TEL: 077-528-3542

FAX: 077-528-4853

E-mail: ec0006@pref.shiga.lg.jp



▲HPIはこちらから

Q & A ～合理的配慮は何をすればよい?～

Q1. 合理的配慮って何?

A1. 障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担が重たくない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁を取り除くために行う必要な配慮のことです。

Q2. 買物や飲食店では、どんな配慮がありますか?

A2. 車椅子を利用する方が買物をする場合、お店に入りやすいように折り畳みスロープを備えておく、高いところにある商品をとって渡すという配慮が考えられます。

また、飲食店ではメニューを選ぶ際、障害の特性に応じてできる配慮があります。例えば、視覚障害のある方には、希望に応じて、口頭でメニューを伝える、点字メニューを渡す、聴覚障害のある方には、筆談ボードや手話などを用いることで意思疎通がスムーズになります。

Q3. 病院や診療所では、どんな配慮がありますか?

A3. 病院や診療所では、様々な配慮が求められます。例えば聴覚障害のある方に情報を伝えるために、施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする。また、知的障害のある方には、よりわかりやすい表現で伝えることができるよう、会話の内容を絵や図、簡単な単語などで表現したコミュニケーション支援ボードを使用することも合理的配慮の一つです。

コミュニケーション以外では、車椅子の方が利用しやすいようにカウンターの高さを配慮する、建物内に手すりを設置する、多機能トイレに改修したりすることで、身体障害のある方にとって使いやすい施設となります。

Q4. イベントを開催する予定ですが、どんな配慮がありますか?

A4. 障害のある人もない人も同じようにイベントに参加できるようにしましょう。例えば、聴覚障害のある方への配慮として、手話通訳者や要約筆記者の設置があります。また、車椅子を利用する方への配慮として、障害者用トイレや入口近くに専用の駐車区画があるとよいでしょう。参加申込みのあるイベントでは、申込書等に専用の駐車区画の確保や手話通訳の配置等の必要な配慮を記載できる欄があると配慮の申し出をしやすくなります。

Q5. 助成対象となる合理的配慮はどのようなものですか?

A5. 不特定多数の障害のある方の利用が見込まれる事業の実施や物品の購入、工事の施工、研修が対象となります。(※特定の方を対象とした合理的配慮に係る経費を助成するものではありません。)

Q6. 視覚障害のある方から講演会の資料を点字にしてほしいと申し出がありました。特定の日に特定の方が利用するコミュニケーションツールの作成は助成対象となりますか。

A6. レストランにおける点字メニューの作成等、不特定多数の障害のある方が継続的に利用するコミュニケーションツールの作成を助成対象としていますので、特定の日、特定の方に利用するコミュニケーションツールの作成は助成対象となりません。

共生社会サポーター募集！

共生社会づくり条例の理念に共感する事業者が、共生社会サポーターとして積極的に取り組んでいく意思を表明する**ステッカー**を配布します！

～共生サポーターは、次の3つの取組をお願いします～

- ①障害または障害に関連する事由を理由とした差別を行わない
- ②合理的配慮の提供を積極的に行う
- ③共生条例の理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるよう努める

申請いただいた事業所の一覧を
県のホームページに掲載して紹介
します！

○お申し込み方法

以下のウェブサイトから必要事項を記入してお申し込みください。後日ステッカーをお送りします！

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/330320.html>



店舗の見えやすい場所に貼って
お客様へのアピールに
活用してください！

《お問い合わせ》

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・共生推進係

TEL: 077-528-3542

FAX: 077-528-4853

E-mail: ec0006@pref.shiga.lg.jp